

関係法令等一覧

[法令等]

- ・環境基本法(平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号)
- ・建築基準法 (昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号)
- ・建設業法 (昭和 24 年 5 月 24 日 法律第 100 号)
- ・消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日 法律第 186 号)
- ・下水道法 (昭和 33 年 4 月 24 日 法律第 79 号)
- ・水道法 (昭和 32 年 6 月 15 日 法律第 177 号)
- ・大気汚染防止法 (昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号)
- ・水質汚濁防止法 (昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号)
- ・騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号)
- ・振動規制法(昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号)
- ・悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号)
- ・土壌汚染対策法 (平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)
- ・労働基準法 (昭和 22 年 4 月 7 日 法律第 49 号)
- ・労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日 法律第 57 号)
- ・労働安全衛生法事務所衛生基準規則 (昭和 47 年 9 月 30 日 労働省令第 43 号)
- ・作業環境測定法(昭和 50 年 5 月 1 日 法律第 28 号)
- ・航空法 (昭和 27 年 7 月 15 日 法律第 231 号)
- ・電波法 (昭和 25 年 5 月 2 日 法律第 131 号)
- ・有線電気通信法 (昭和 28 年 7 月 31 日 法律第 96 号)
- ・電気事業法 (昭和 39 年 7 月 11 日 法律第 170 号)
- ・熱供給事業法 (昭和 47 年 6 月 22 日 法律第 88 号)
- ・電気工事士法 (昭和 35 年 8 月 1 日 法律第 139 号)
- ・計量法 (平成 4 年 5 月 20 日 法律第 51 号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)
- ・循環型社会形成推進基本法 (平成 24 年 6 月 27 日 法律第 47 号)
- ・都市計画法 (昭和 43 年 6 月 15 日 法律第 100 号)
- ・ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号)
- ・毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年 12 月 28 日 法律第 303 号)
- ・危険物の規制に関する政令 (昭和 34 年 9 月 26 日 政令第 306 号)
- ・河川法 (昭和 39 年 7 月 10 日 法律第 167 号)
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律 (平成 7 年 6 月 16 日 法律第 112 号)
- ・道路法 (昭和 27 年 6 月 10 日 法律第 180 号)
- ・道路交通法 (昭和 35 年 6 月 25 日 法律第 105 号)
- ・工業用水法 (昭和 31 年 6 月 11 日 法律第 146 号)
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和 54 年 6 月 22 日 法律第 49 号)
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律 (平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号)
- ・建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 (平成 3 年 10 月 25 日 建設省令第 19 号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年 4 月 14 日 法律第 20 号)
- ・高圧ガス保安法 (昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号)
- ・官公庁施設の建設等に関する法律 (昭和 26 年 6 月 1 日 法律第 181 号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年 6 月 21 日 法律第 91 号)

関係法令等一覧

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号）
- ・健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日 法律第 103 号）
- ・愛知県環境基本条例（平成 7 年 3 月 22 日 条例第 1 号）
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年 3 月 25 日 条例第 7 号）
- ・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成 15 年 条例第 2 号）
- ・愛知県環境影響評価条例（平成 10 年 12 月 18 日 条例第 47 号）
- ・名古屋市環境影響評価条例（平成 10 年 12 月 22 日 条例第 40 号）
- ・名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年 12 月 15 日 条例第 46 号）
- ・名古屋市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成 14 年 5 月 29 日 規則第 85 号）
- ・名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年 3 月 31 日 条例第 41 号）
- ・北名古屋市環境基本条例（平成 21 年 3 月 27 日 条例第 1 号）
- ・北名古屋市下水道条例（平成 19 年 9 月 28 日 条例第 27 号）
- ・北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年 3 月 20 日 条例第 118 号）
- ・その他関連する法令等

【規格、指針、マニュアル等】

- ・廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月 31 日 閣議決定）
- ・第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）
- ・ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版（社団法人全国都市清掃会議）
- ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月 4 日 環廃対 060904002 号 環廃産 060904004 号）
- ・ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について（平成 9 年 01 月 28 日 衛環 21 号）
- ・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成 13 年 4 月 25 日 環廃対 183 号）
- ・事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成 25 年 4 月 10 日 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 告示第 1 号）
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き（平成 17 年 3 月 国土交通省）
- ・廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル（環境省 平成 24 年 3 月）
- ・災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月 環境省）
- ・国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日 閣議決定）
- ・建築工事安全施工技術指針（平成 22 年 5 月 31 日 国営整第 48 号）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 28 日）
- ・官庁施設の基本的性能基準（平成 25 年 3 月 29 日 国営整第 197 号 国営設第 134 号）
- ・国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 25 年 3 月 29 日 国土交通省告示第 309 号）
- ・官庁施設の環境保全性基準（平成 26 年 3 月 20 日 国土交通省）
- ・国土交通省住宅局建築指導課監修 2009 年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説（日本建築防災協会）
- ・2011 年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（日本建築防災協会）
- ・建築設備耐震設計・施工指針 2014 年度版（一般財団法人日本建築センター 平成 26 年発行）
- ・平成 25 年版建築設備計画基準

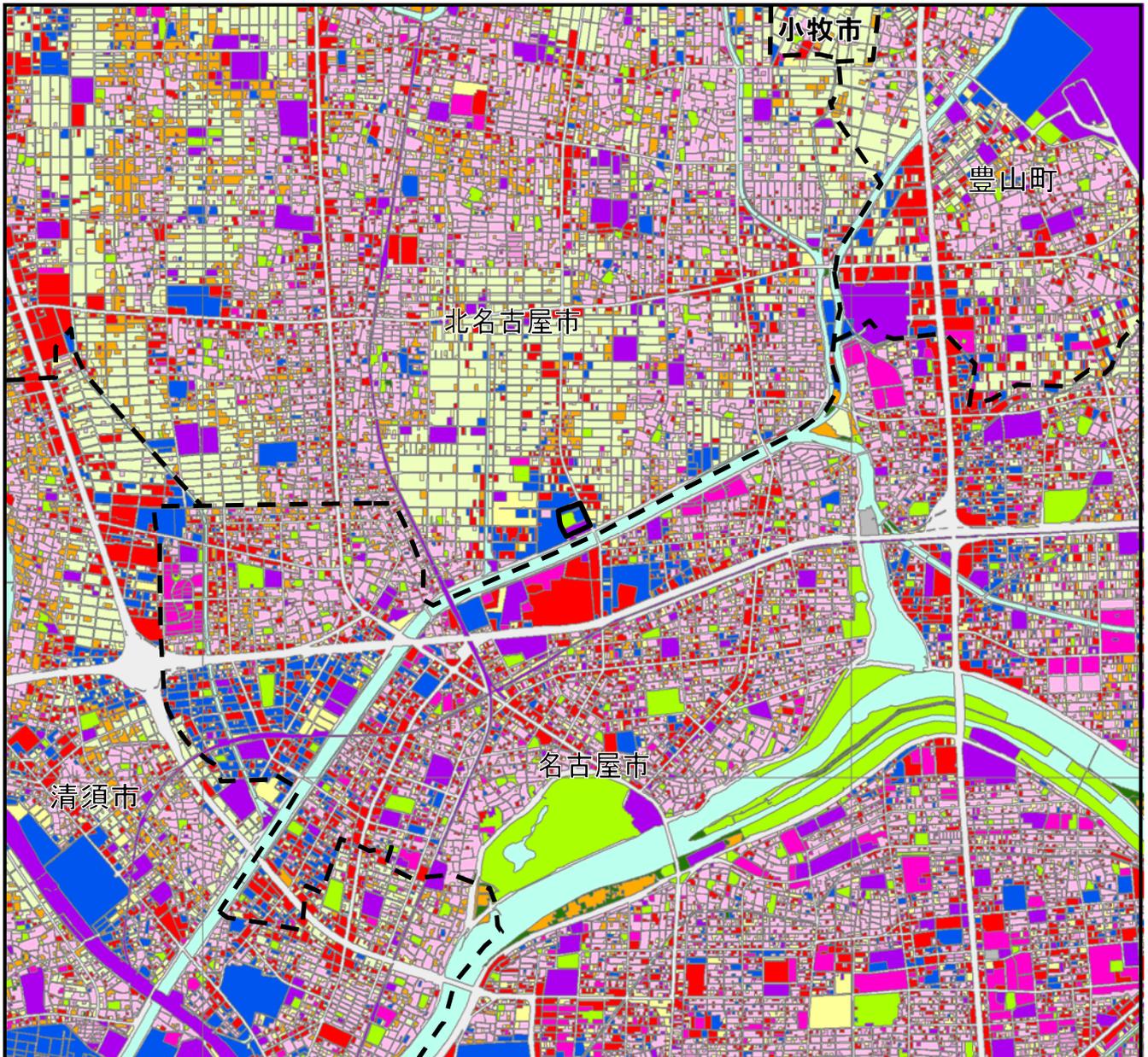
関係法令等一覧

- ・平成 25 年版建築設備設計基準
- ・建築構造設計基準（平成 25 年 5 月 24 日 国土交通省 国営整第 38 号）
- ・建築構造設計基準の資料（平成 23 年 7 月 5 日 国土交通省 国営整第 69 号）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 26 年 4 月 1 日）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成 25 年 3 月 12 日）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成 25 年 5 月 8 日）
- ・建築工事監理指針（平成 25 年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・電気設備工事監理指針（平成 25 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・機械設備工事監理指針（平成 25 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・営繕工事写真撮影要領（平成 24 年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・電気通信設備工事共通仕様書（平成 25 年 3 月 国土交通省）
- ・平成 25 年度土木工事共通仕様書（国土交通省）
- ・平成 25 年度土木工事特記仕様書（中部地方整備局）
- ・日本工業規格（JIS）
- ・日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ・日本電気工業会標準規格（JEM）
- ・日本電線工業会標準規格（JCS）
- ・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）（平成 18 年 3 月 31 日国営計第 238 号）
- ・平成 22 年度版建設廃棄物処理指針（環境省 平成 23 年 3 月 30 日 環廃産第 110329004 号）
- ・建築工事における建設副産物管理マニュアル（平成 18 年 3 月 31 日）
- ・クレーン等安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日 労働省令第 34 号）
- ・クレーン構造規格（平成 7 年 12 月 26 日 労働省告示第 134 号）
- ・電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年 4 月 1 日 労働省告示第 16 号）
- ・ボイラ構造規格（平成元年 9 月 30 日 労働省告示第 65 号）
- ・ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和 47 年 9 月 30 日 労働省令第 33 号）
- ・圧力容器構造規格（平成元年 9 月 30 日 労働省告示第 66 号）
- ・内線規程（JEAC8001-2011）
- ・電気供給約款
- ・ガス供給約款
- ・一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日 通商産業省令第 53 号）
- ・特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年 9 月 30 日 労働省令第 39 号）
- ・電気設備に関する技術基準
- ・電気工作物の溶接に関する技術基準（平成 9 年 3 月 27 日 通商産業省令第 52 号）
- ・低周波音問題対応の手引書（平成 16 年 6 月 環境省）
- ・光害対策ガイドライン（平成 18 年 12 月改定版 環境省）
- ・地下空間における浸水対策ガイドライン 同解説（本編） 同解説（技術資料）（国土交通省）
- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 24 年 7 月 31 日 国土交通省）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日 国営整第 157 号、国営設第 163 号）
- ・火力発電所の耐震設計規定（JEAC3605-2009）
- ・電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（平成 16 年 10 月 1 日 資源エネルギー庁）
- ・高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成 6 年 資源エネルギー庁）
- ・高調波抑制対策技術指針（JEAG9702-2013）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説 2014（図書番号 537 公益社団法人日本下水道協会）

関係法令等一覧

- ・あいち建設リサイクル指針（平成 14 年 3 月）
- ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱(平成 13 年 4 月 1 日)
- ・愛知県建築物環境配慮指針（平成 21 年 3 月 27 日 愛知県告示第 227 号）
- ・愛知県土壌汚染等対策指針（平成 26 年 10 月 28 日 愛知県告示第 526 号）
- ・愛知県環境物品等の調達を推進を図るための基本方針（平成 27 年 4 月 1 日）
- ・平成 27 年度愛知県環境物品等調達方針
- ・名古屋市福祉都市環境整備指針（平成 15 年 2 月）
- ・低炭素都市なごや戦略実行計画（平成 23 年 12 月 名古屋市）
- ・名古屋市建築物耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月）平成 26 年 8 月改定
- ・耐震診断基本方針（名古屋市住宅都市局 平成 20 年 11 月）
- ・耐震診断業務の手引き（名古屋市住宅都市局 平成 20 年 11 月）
- ・名古屋市地域防災計画
- ・名古屋市建築物環境配慮指針（平成 23 年 3 月 4 日 名古屋市告示第 139 号）
- ・公共建築物の環境配慮整備指針（平成 12 年 名古屋市）
- ・北名古屋市地域防災計画
- ・名古屋市グリーン購入推進指針（平成 13 年 7 月 1 日）
- ・その他関連する規格、指針、マニュアル等

事業予定地周辺図

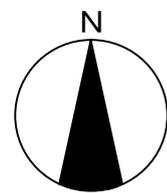


凡 例

事業実施区域

行政区境界

- | | |
|------------|---------|
| 山林・荒地等 | 田 |
| 畑・その他の農地 | 造成中地 |
| 空地 | 工業用地 |
| 一般低層住宅 | 密集低層住宅地 |
| 中高層住宅地 | 商業・業務地区 |
| 道路用地 | 公園・緑地等 |
| その他の公共公益施設 | 河川・湖沼等 |
| その他 | 海 |
| 対象地域外 | |



1 : 40,000



出典：「数値地図 5000（土地利用） 中部圏 2003 年」（平成 19 年 12 月 国土地理院）

土地利用の状況

出典：北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価書（平成26年3月）北名古屋市

実測図、確定図 縮尺S=1:1000
北名古屋市
二子
四反地

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	凡例
301	-85381.518	-25623.500	新設鉄
T.0	-85442.723	-25660.623	新設鉄
T.1	-85316.770	-25667.321	新設鉄
T.2	-85276.693	-25681.294	新設鉄
T.3	-85326.968	-25606.599	新設鉄
T.4	-85386.346	-25606.332	新設鉄
T.5	-85459.192	-25791.828	新設鉄
T.1-1	-85344.605	-25654.642	新設鉄
T.1-2	-85340.786	-25727.884	新設鉄
T.0-1	-85472.632	-25677.856	新設鉄
T.0-2	-85456.886	-25608.071	新設鉄

引開点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	凡例
IN.1	-85424.701	-25615.694	新設鉄
IN.2	-85311.396	-25668.933	新設鉄
IN.3	-85382.886	-25905.278	新設鉄
IN.4	-85527.082	-25764.000	新設鉄
IN.5	-85336.038	-25574.280	新設鉄
IN.6	-85329.411	-25805.406	新設鉄

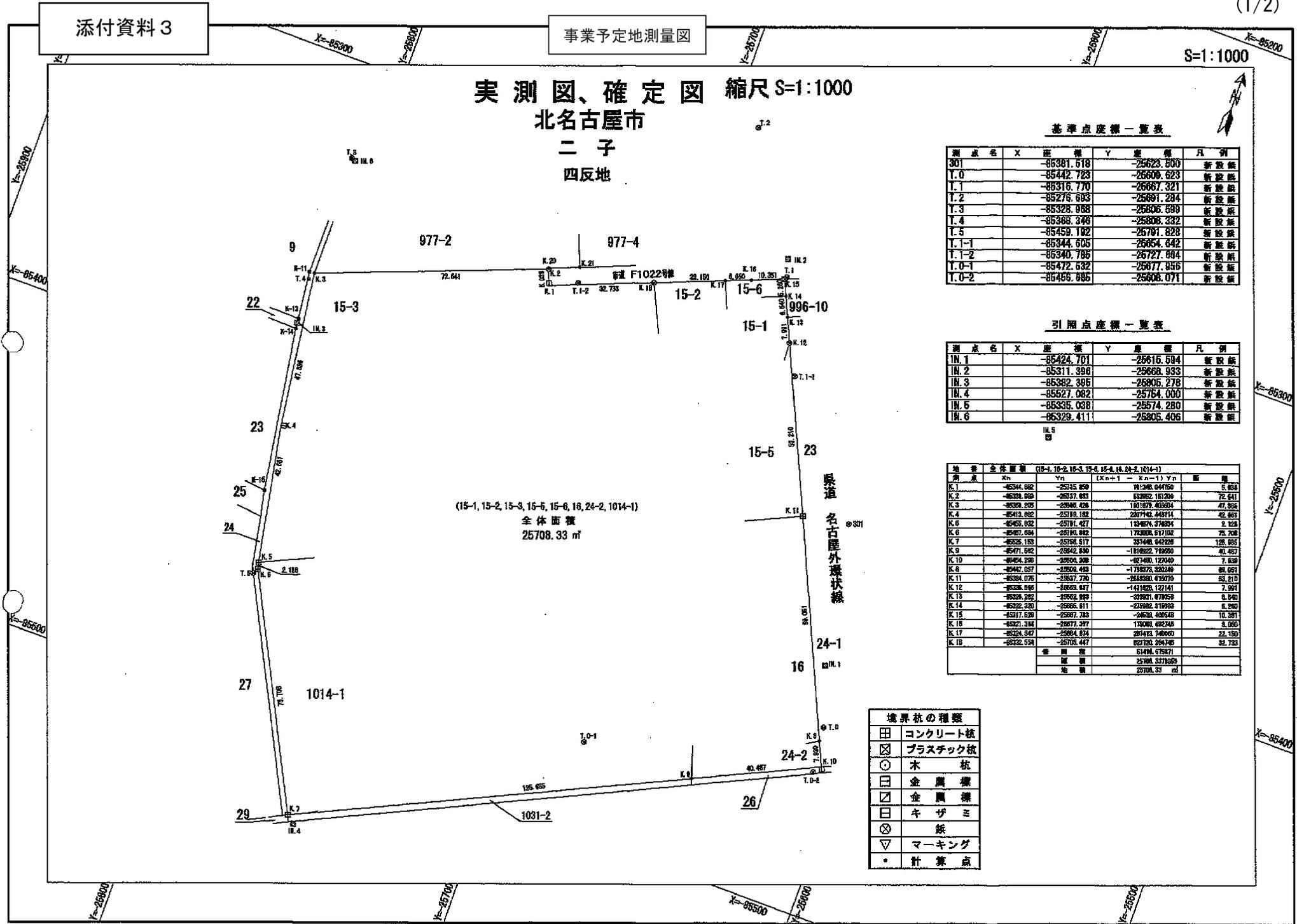
測点	全体面積 (15-1, 15-2, 15-3, 15-6, 15-6, 15-4, 16, 24-2, 1014-1)	面積		
K.1	-8534.682	-25745.899	91346.044760	5.838
K.2	-85338.059	-26137.883	83282.181200	72.641
K.3	-85308.205	-26046.428	1801078.405804	47.856
K.4	-85413.882	-25718.182	287792.448714	42.861
K.5	-85463.032	-25791.421	134678.578854	2.123
K.6	-85287.094	-25781.882	178308.511102	75.708
K.7	-85265.153	-25762.517	337448.842328	126.885
K.9	-85471.642	-25842.830	-181622.719680	41.482
K.10	-85454.238	-25804.208	-82748.127040	7.838
K.8	-85442.057	-25808.488	-178876.330240	88.051
K.11	-85384.076	-25837.770	-388380.419070	82.810
K.12	-85338.966	-25859.937	-1481828.127141	7.901
K.13	-85328.282	-25882.888	-339811.478659	8.040
K.14	-85322.200	-25886.611	-23682.318858	5.280
K.15	-85317.528	-25887.783	-14630.405349	10.287
K.18	-85281.284	-25877.287	178308.495248	8.050
K.17	-85324.342	-25854.834	281433.748903	22.150
K.16	-85332.598	-25798.447	821780.284745	82.733
全体面積		51494.678271		
面積		25708.33		
地積		25708.33		

(15-1, 15-2, 15-3, 15-6, 15-6, 16, 24-2, 1014-1)
全体面積
25708.33 m²

農道
名古屋外環状線

境界杭の種類

田	コンクリート杭
☒	プラスチック杭
○	木杭
□	金属標
▣	金属標
▢	キサミ
⊗	鉄
▽	マーキング
•	計算点



添付資料 3

事業予定地測量図

確定図縮尺 S=1:1000

北名古屋市
二子
四反地

S=1:1000

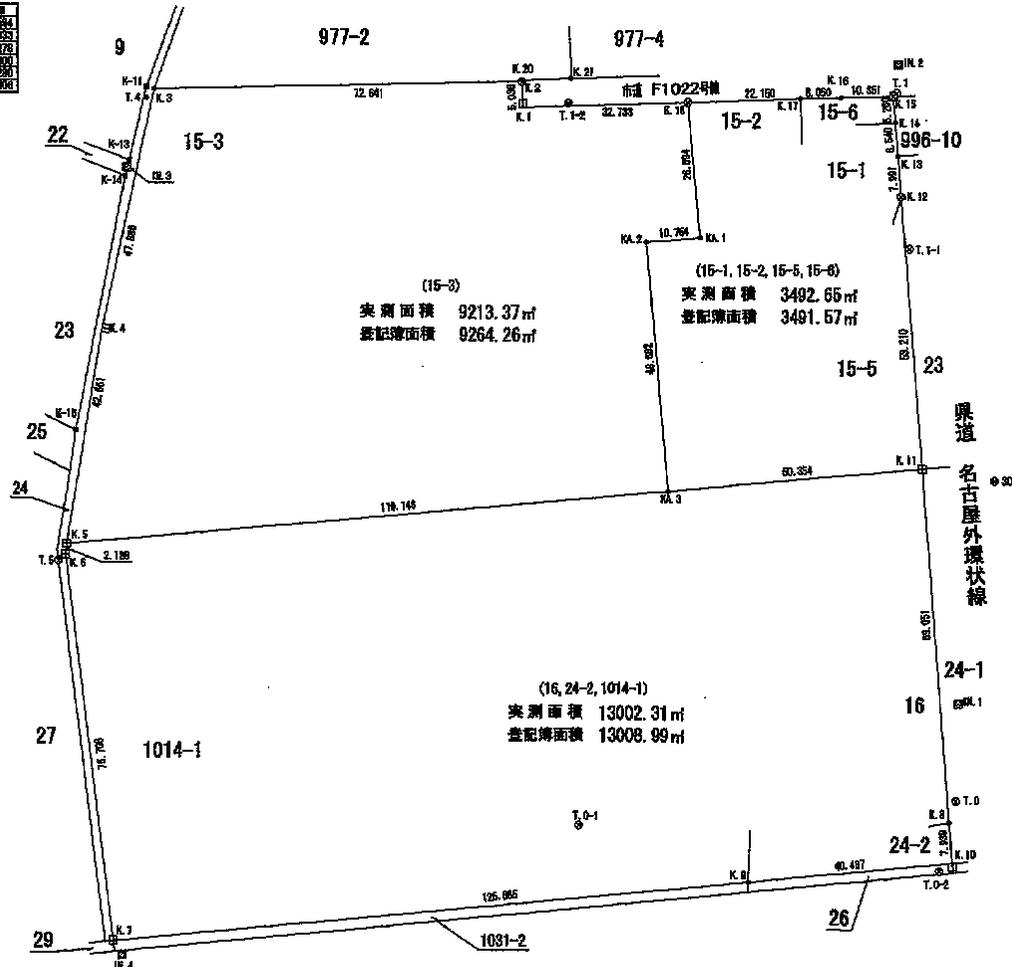


基準点座標一覧表

測点名	X	Y	高さ
1.0	-85201.810	-25821.200	2.00
1.1	-85202.220	-25821.200	2.00
1.2	-85218.770	-25821.200	2.00
1.3	-85218.820	-25821.200	2.00
1.4	-85228.740	-25821.200	2.00
1.5	-85228.740	-25821.200	2.00
1.6	-85248.120	-25701.200	2.00
1.7	-85248.120	-25821.200	2.00
1.8	-85248.120	-25821.200	2.00
1.9	-85248.120	-25821.200	2.00
1.10	-85248.120	-25821.200	2.00
1.11	-85248.120	-25821.200	2.00
1.12	-85248.120	-25821.200	2.00
1.13	-85248.120	-25821.200	2.00
1.14	-85248.120	-25821.200	2.00
1.15	-85248.120	-25821.200	2.00
1.16	-85248.120	-25821.200	2.00
1.17	-85248.120	-25821.200	2.00
1.18	-85248.120	-25821.200	2.00
1.19	-85248.120	-25821.200	2.00
1.20	-85248.120	-25821.200	2.00

引当点座標一覧表

測点名	X	Y	高さ
10.1	-85204.700	-25821.200	2.00
10.2	-85204.700	-25821.200	2.00
10.3	-85204.700	-25821.200	2.00
10.4	-85204.700	-25821.200	2.00
10.5	-85204.700	-25821.200	2.00
10.6	-85204.700	-25821.200	2.00
10.7	-85204.700	-25821.200	2.00
10.8	-85204.700	-25821.200	2.00
10.9	-85204.700	-25821.200	2.00
10.10	-85204.700	-25821.200	2.00



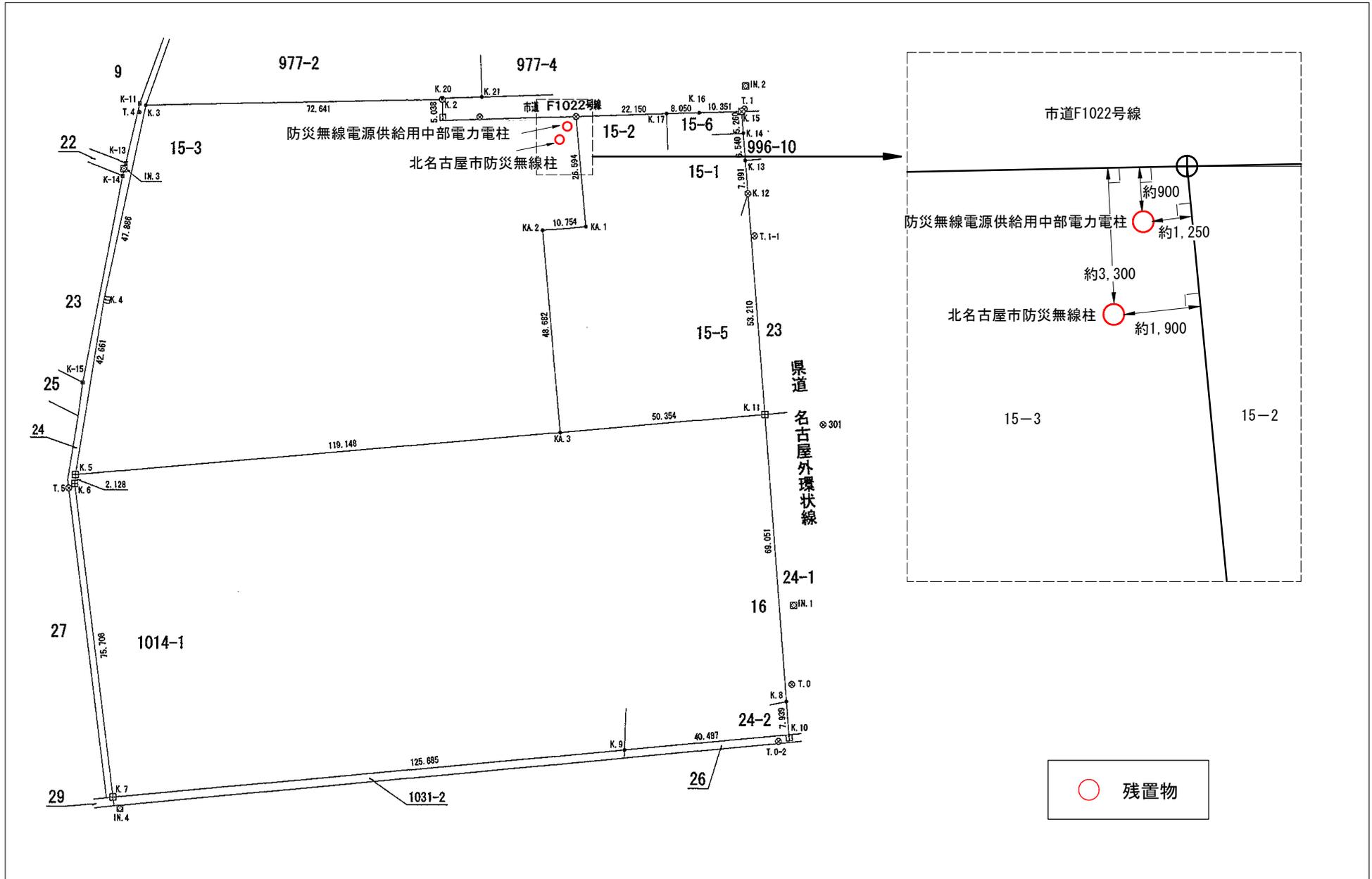
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	面積
KA.1	-85201.810	-25821.200	738977.88810	10.754
KA.2	-85201.810	-25701.200	1251144.50040	48.682
KA.3	-85202.220	-25701.200	327524.50040	50.254
KA.4	-85202.220	-25821.200	-1788914.50040	53.210
KA.5	-85218.770	-25821.200	-1431328.12141	7.931
KA.6	-85218.770	-25821.200	-73221.07055	8.540
KA.7	-85228.740	-25821.200	-25222.51255	8.242
KA.8	-85228.740	-25701.200	-24538.40548	10.321
KA.9	-85248.120	-25701.200	175204.48248	8.050
KA.10	-85248.120	-25821.200	257414.74000	22.180
KA.11	-85248.120	-25821.200	830542.84250	28.724
KA.12	-85248.120	-25821.200	6942.30198	
面積			2482.658420	
地積			2492.65	㎡

測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	面積
K.1	-85204.700	-25725.820	191345.04470	6.038
K.2	-85204.700	-25721.682	656262.19329	72.641
K.3	-85204.700	-25821.200	1364070.26684	47.888
K.4	-85218.770	-25821.200	2307142.44774	42.641
K.5	-85218.770	-25701.200	-212324.24877	119.148
KA.3	-85202.220	-25821.200	-2425404.34268	48.682
KA.2	-85201.810	-25701.200	-125114.54840	19.154
KA.1	-85201.810	-25821.200	738977.88810	56.694
K.10	-85248.120	-25701.200	-207222.72145	22.733
面積			18426.78228	
地積			8813.376285	
地積			8813.37	㎡

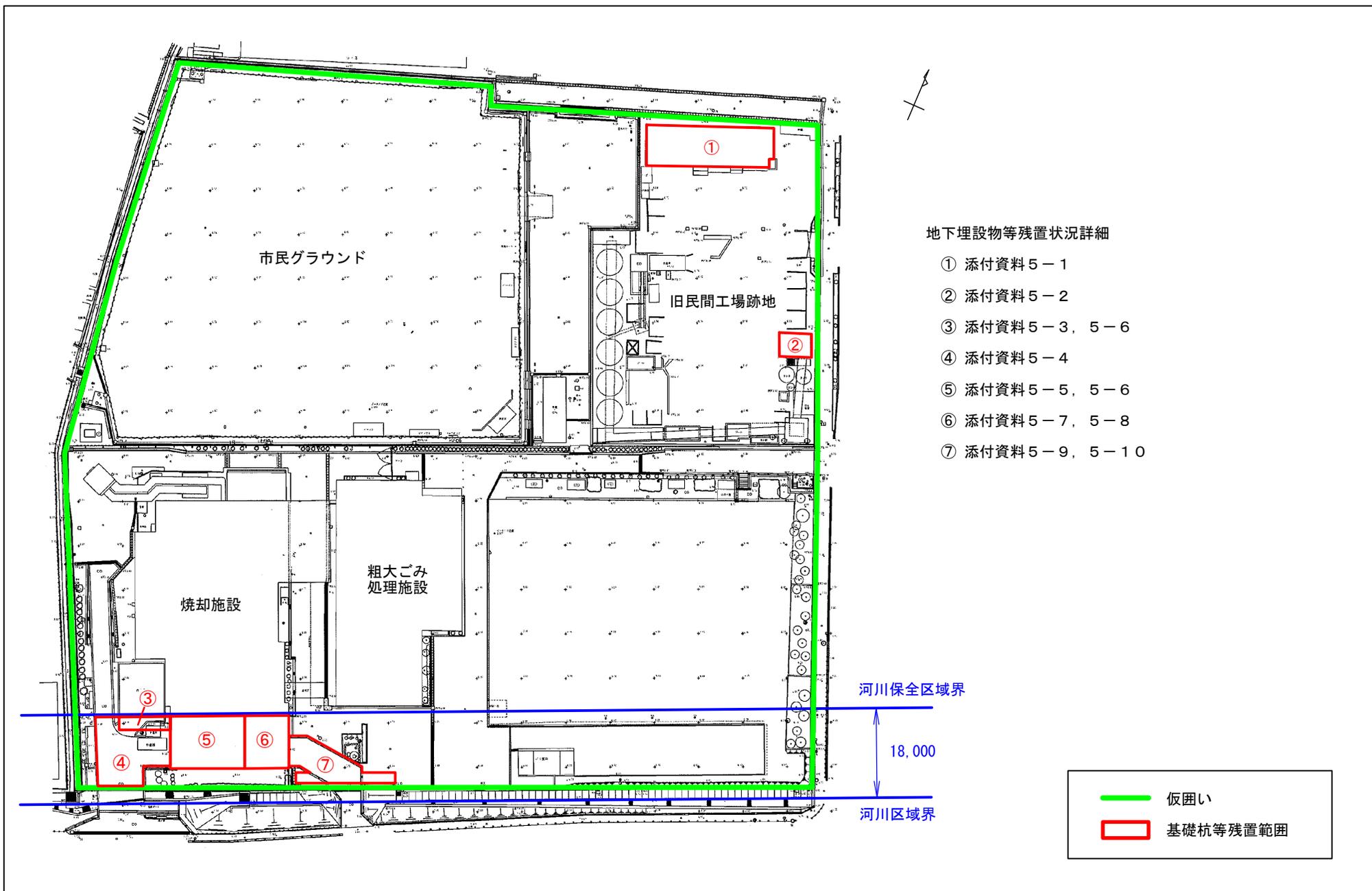
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	面積
K.5	-85248.120	-25721.422	1350228.57731	2.126
K.6	-85248.120	-25740.442	1732008.51782	79.708
K.7	-85248.120	-25756.517	357448.42824	125.895
K.8	-85248.120	-25842.530	-1816822.71856	40.487
K.9	-85248.120	-25821.200	-87484.12242	7.932
K.10	-85248.120	-25699.468	-1782373.52048	69.051
K.11	-85248.120	-25627.770	-198781.58122	58.254
KA.3	-85202.220	-25821.200	187824.34184	119.148
面積			2804.821625	
地積			1309.2105880	
地積			1309.21	㎡

境界杭の種類	
□	コンクリート杭
⊠	プラスチック杭
○	木杭
◻	金属標
⊞	金属標
⊞	キサミ
⊞	旗
▽	マーキング
•	計算点

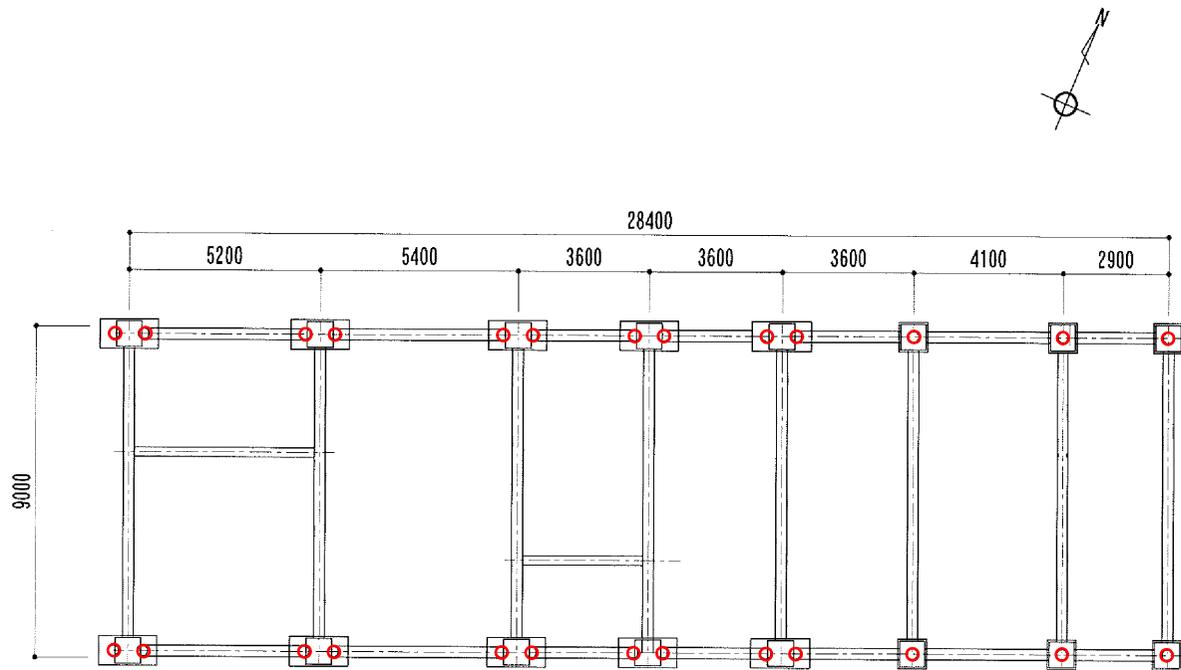
北名古屋市防災無線柱及び中部電力柱残置図



事業予定地概況図（地下埋設物等残置状況）



旧民間工場跡地①残置物 事務所杭伏図



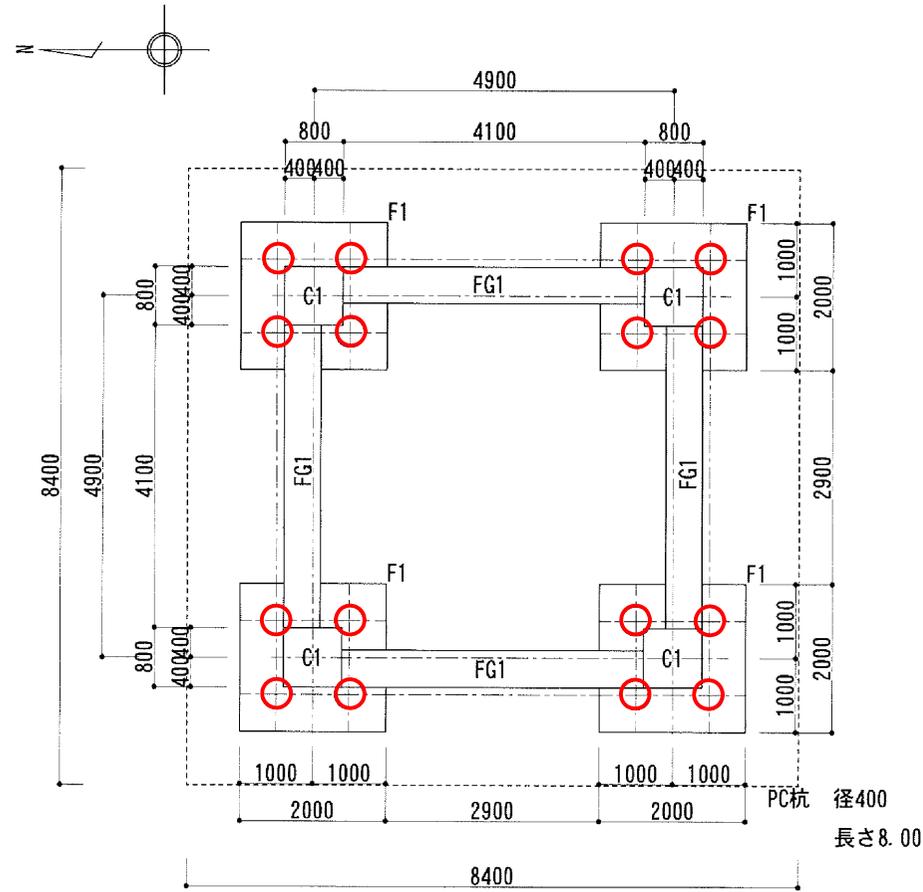
杭径300 L=8000
2本/ヶ所 10ヶ所 20本
1本/ヶ所 6ヶ所 6本
合計 26本

ベースモルタル 500角 16ヶ所

アンカーボルト 8-φ22 16ヶ所 128本

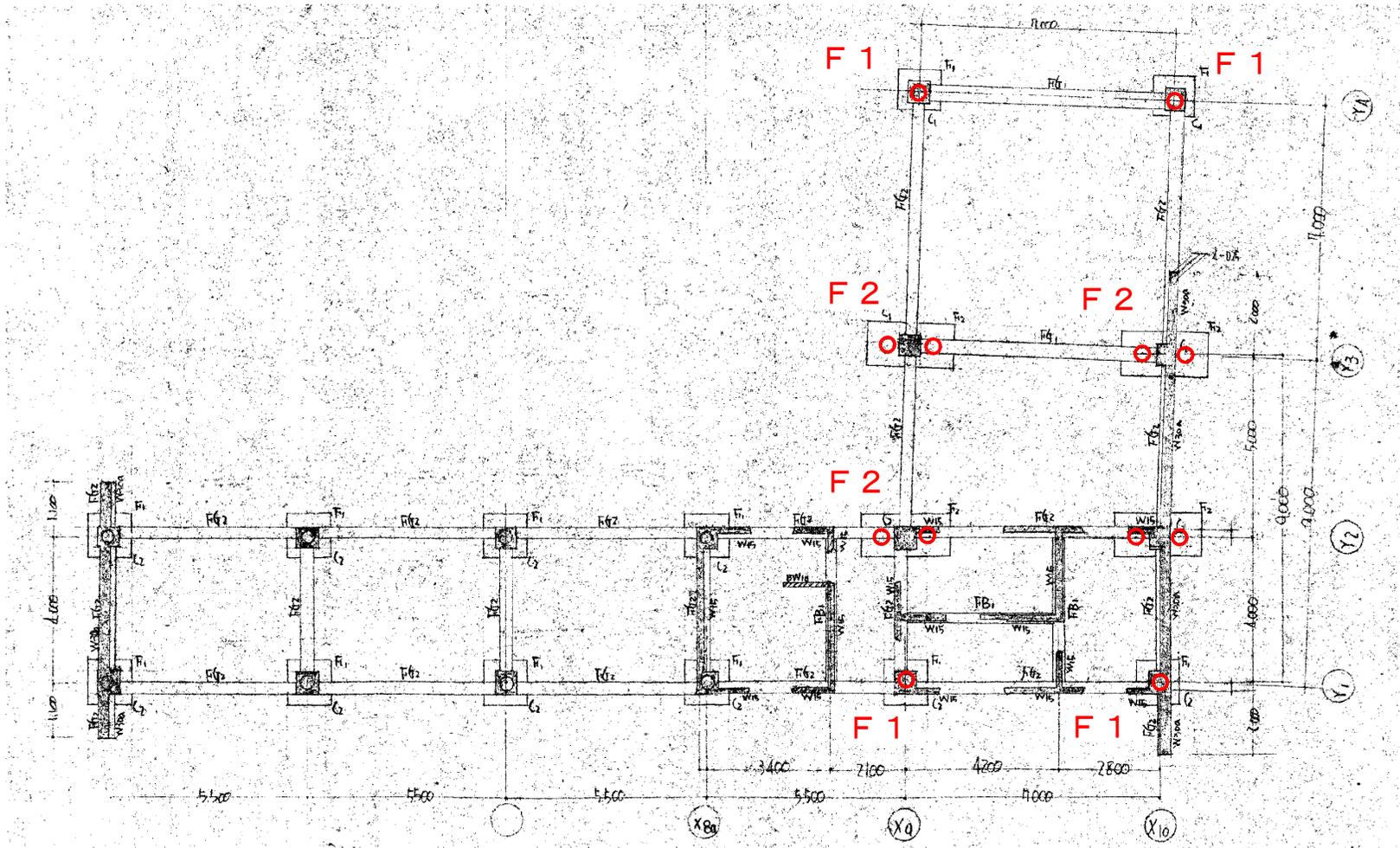
○ 残置物 (基礎杭)

旧民間工場跡地②残置物 バチャープラント杭伏図



○ 残置物 (基礎杭)

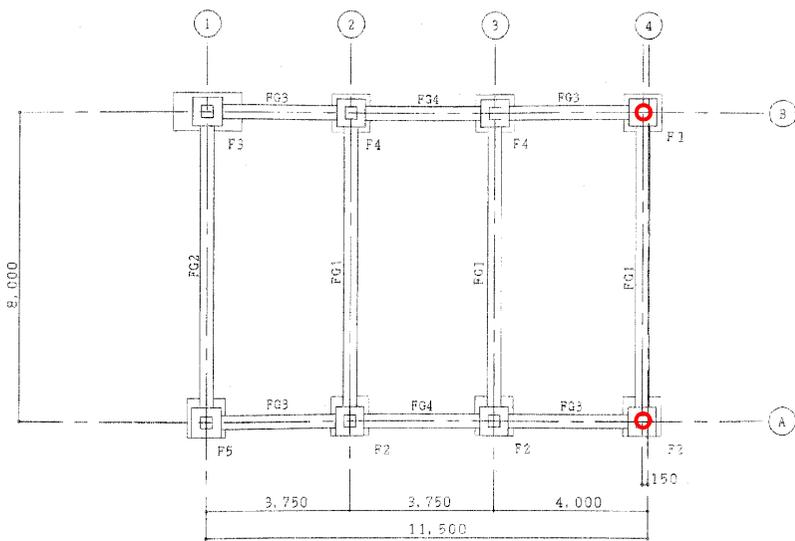
河川保全区域③残置物



杭長 L=9.0m 杭径φ400

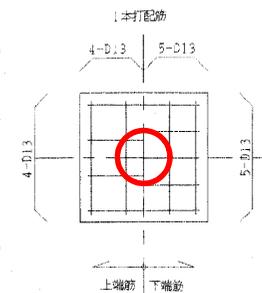
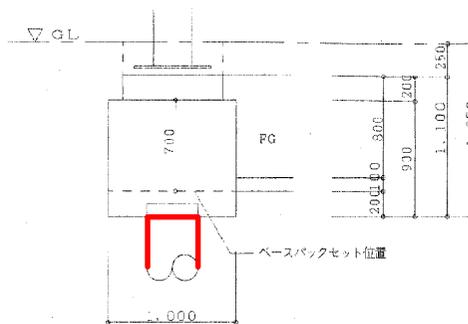
○ 残置物 (基礎杭)

河川保全区域④残置物



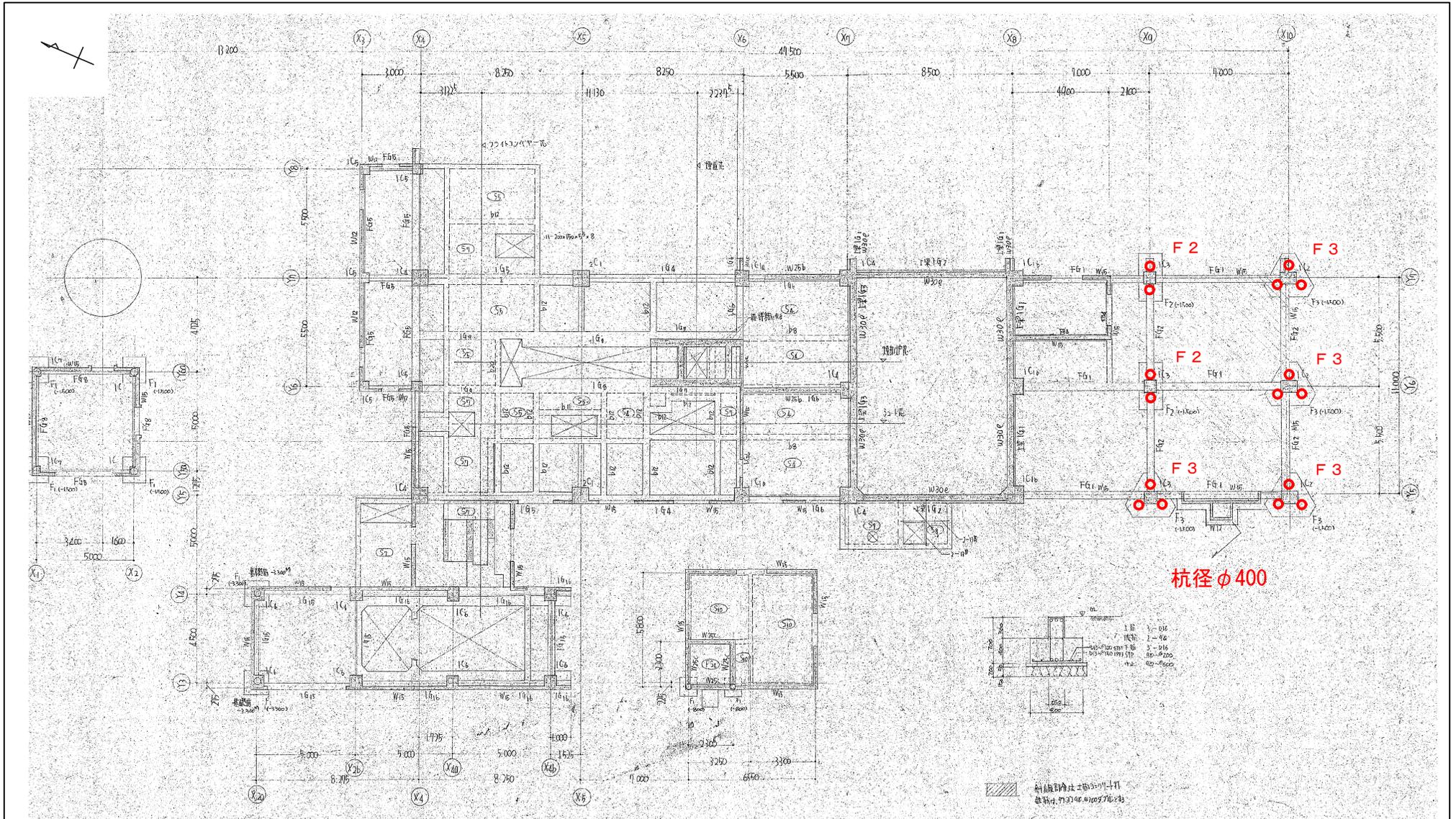
符号	X	Y	杭	備考
F1	1,000	1,000	1-350	
F2	1,000	1,000	1-350	偏心基礎
F3	1,600	1,000	2-350	
F4	1,000	1,000	1-400	
F5	1,000	1,000	1-400	偏心基礎

PHC 350	B種	l=7M	f _L =40t/本
PHC 400	B種	l=7M	f _L =50t/本



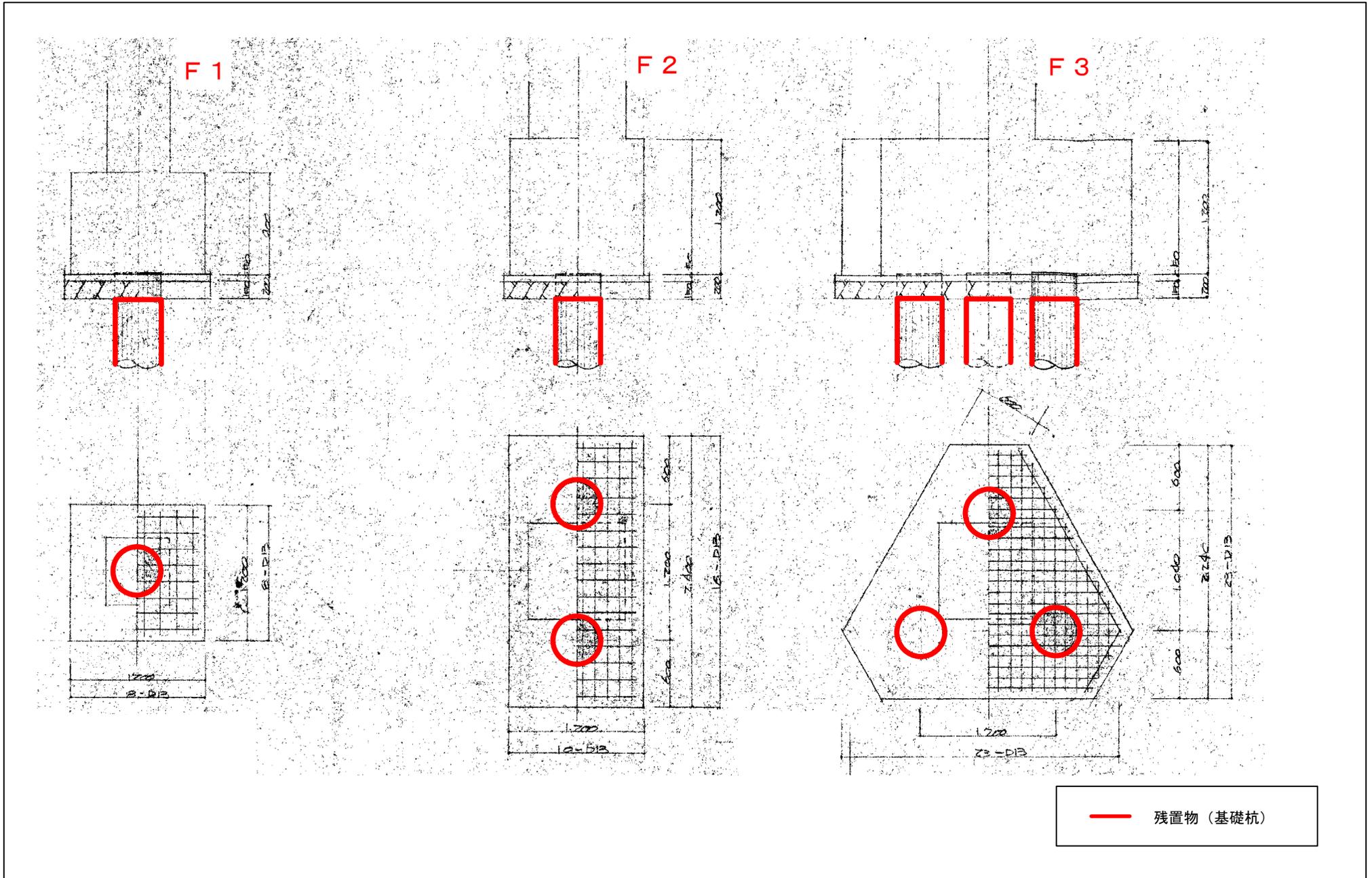
— 残置物 (基礎杭)

河川保全区域⑤残置物

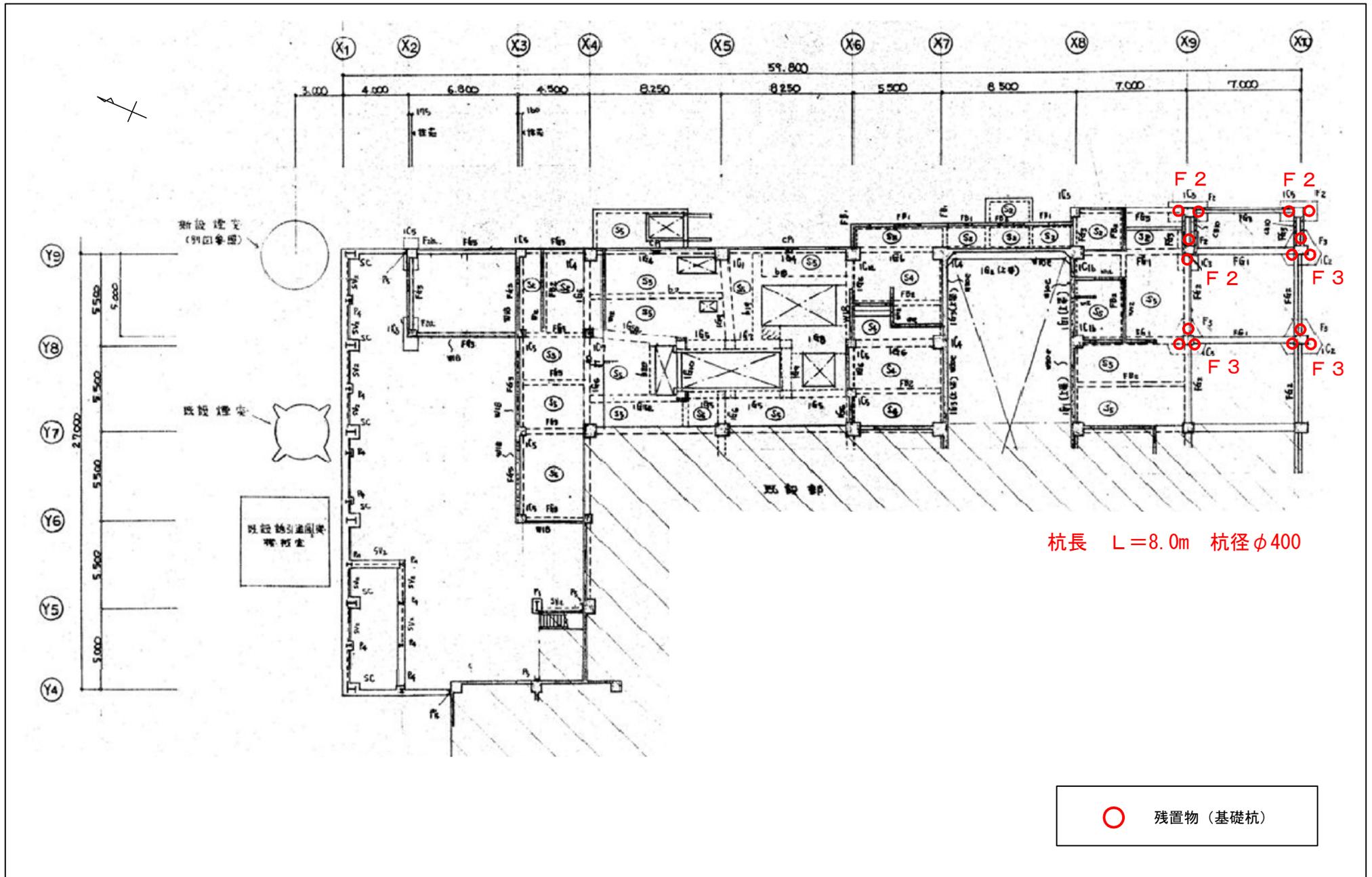


○ 残置物 (基礎杭)

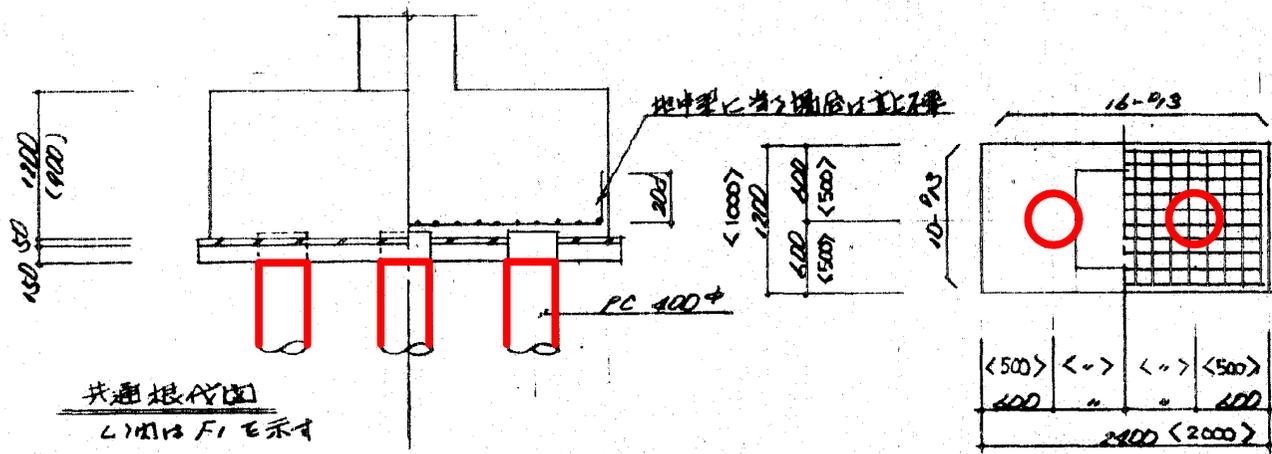
河川保全区域③⑤残置物形状



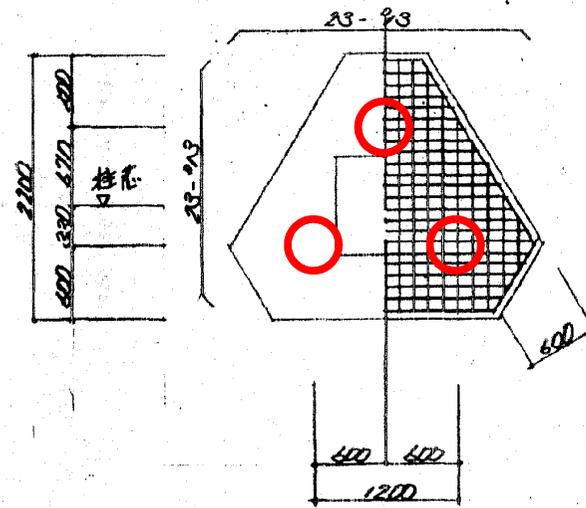
河川保全区域⑥残置物



河川保全区域⑥残置物形状



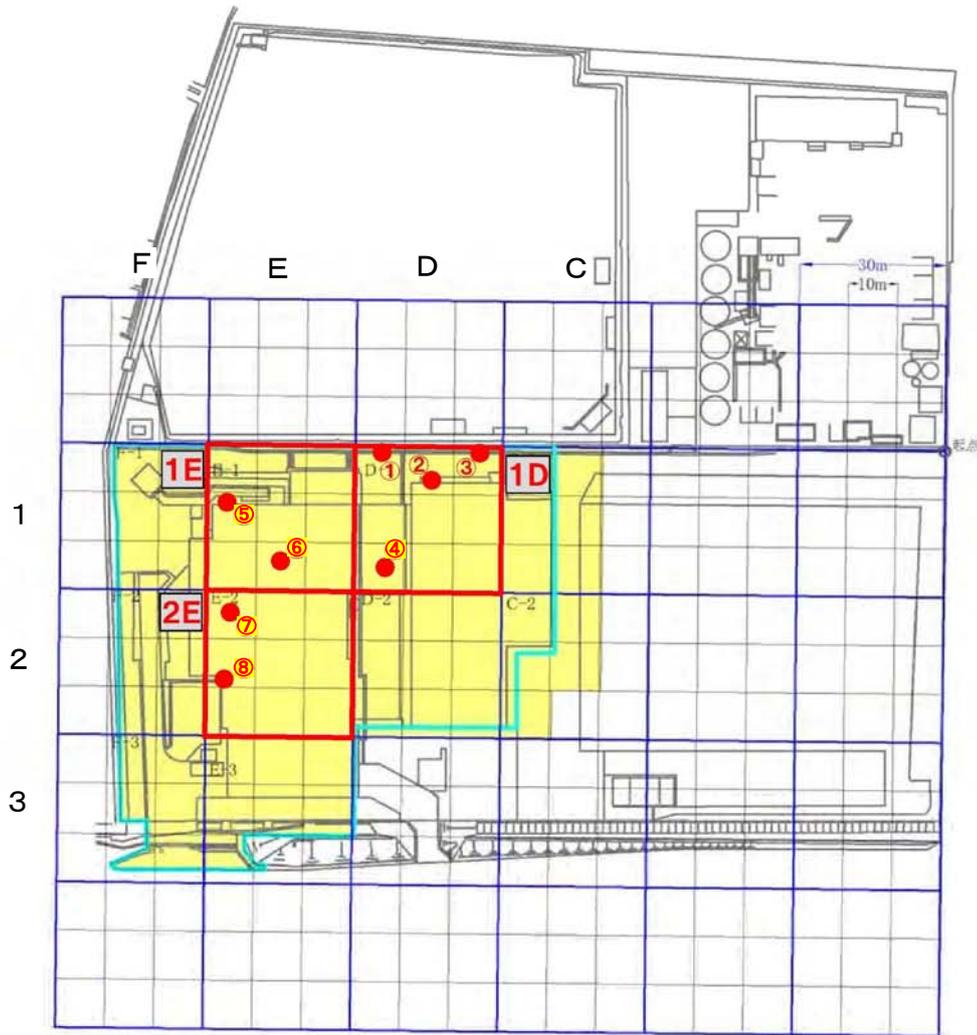
F 2



F 3

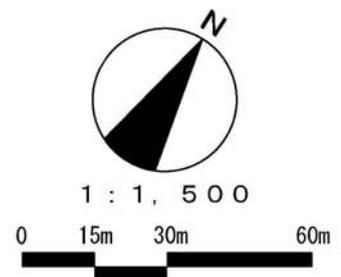
— 残置物 (基礎杭)

土壤調査結果（砒素及びその化合物）



凡 例

- 土壤汚染が認められた場所
- 30m 格子
- 10m 格子
- 130m²以下統合区画
- 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（一部対象区画）



添付資料 6

土壌調査結果（砒素及びその化合物）及び掘削除去範囲

深度(m)	指定基準:0.01mg/L以下							
	区 画							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
0.05	<0.005	<0.005	0.009	0.016	0.18	0.026	0.009	0.032
0.5	<0.005	0.021	0.01	0.031	0.028	0.011	<0.005	0.024
1	0.007	0.012	0.061	0.019	0.016	0.023	<0.005	0.015
1.2	0.017							
1.5			0.005					
1.75				0.006				
2		0.018	0.008		0.006	0.024	<0.005	<0.005
2.15		0.008						
2.55					0.013			
3			0.018		0.006	<0.005	0.008	<0.005
4			0.007		0.013	0.005	0.074	<0.005
5			<0.005		<0.005	0.01	0.037	<0.005
6			0.006		<0.005	<0.005	0.041	0.005
7			0.006		0.007	<0.005	0.009	<0.005
8			0.008		0.011	0.009	0.012	<0.005
9			<0.005		0.006	<0.005	<0.005	<0.005
10			<0.005		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

注 1) 表中の**太字**は基準値の超過を表す。

注 2) 指定基準とは、土壌汚染対策法第 2 条に基づき政令により定められている特定有害物質によって、汚染されている区域を指定するための基準である。

注 3) 表中の黄色範囲は美化センター等解体撤去工事での掘削除去予定範囲を表す。

住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空气中化学物質濃度測定実施要領

1. 趣旨

住宅都市局が発注する市設建築物（学校、住宅を除く。）の工事について、屋内空気汚染対策として、屋内空气中化学物質濃度測定をする場合の、測定項目、測定場所、測定方法等を定めたものである。

2. 測定対象化学物質及び濃度指針値

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	
ホルムアルデヒド	0.08 ppm	(100 μg/m ³)
トルエン	0.07 ppm	(260 μg/m ³)
キシレン	0.20 ppm	(870 μg/m ³)
エチルベンゼン	0.88 ppm	(3,800 μg/m ³)
スチレン	0.05 ppm	(220 μg/m ³)

3. 対象工事

住宅都市局発注の市設建築物（小・中・高等学校、養護学校、幼稚園、公営住宅を除く）における新築・増築・改築・改修工事。

4. 測定対象室

原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫・倉庫等とする。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており、同様の測定結果となることが予想される複数の室については、その内1室以上を測定する。

また、同じ用途で同じ仕様の室が10室以上ある場合は、10室毎に1室とする。

なお、改修工事においては、測定対象室のうち、内装改修等を行った室について測定を行う。

5. 測定箇所数

測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所において、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。

室の床面積 A (m ²)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A
測定箇所数	1	2	3	4

6. 測定方法

(1) 測定時期

工事が完了したことを監督員が確認し、関連工事（設備工事を含む）が終了した時点で、家具等の備品が搬入される前に行う。

また、塗装工事後は換気を励行し、採取から結果判定までの日数を考慮し、引き渡し日まで余裕を見込むよう努めること。

次の①及び②を確認して、測定対象化学物質全てを同時に測定する。

① 内装又は塗装等の施工が終了していること。

② 中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。

(2) 測定方法

パッシブ型採取機器を用いて（別紙「ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ型採取機器（サンプラー）一覧表」参照）、次の要領で行う。

① 30分換気

測定対象室のすべての窓及び扉（作り付け家具、押入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。

②5時間閉鎖

換気後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、作り付け家具、押入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。

③測定

②の状態のままで採取し、測定対象室の中央付近の床から1.2～1.5mの位置で、採取時間は、原則24時間とする。ただし工程の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。

なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。

注：①②③において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。

(3) 分析

ホルムアルデヒドは、「高速液体クロマトグラフ法」、揮発性有機化合物は、「ガスクロマトグラフ」又は「ガスクロマトグラフィ―質量分析法」によって行う。

分析は、公的機関又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に定める計量証明事業登録者で実施する。（別紙「ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン用パッシブ型採取機器（サンプラー）一覧表」参照）

7. 報告内容

測定後、次の内容で報告書を作成し、保管する。

- ・建築物概要
- ・測定場所概要（床面積、測定位置、仕上材データ）
- ・資料採取日の気温・湿度の測定記録
- ・検査結果（分析機関の検査票等）
- ・写真 等

8. 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じ、指針値以下となるように濃度の低下に努め、再度測定する。

9. 施設引渡し時における報告

引渡し時に施設管理者等に対し、屋内空气中化学物質濃度の測定結果を報告すること。

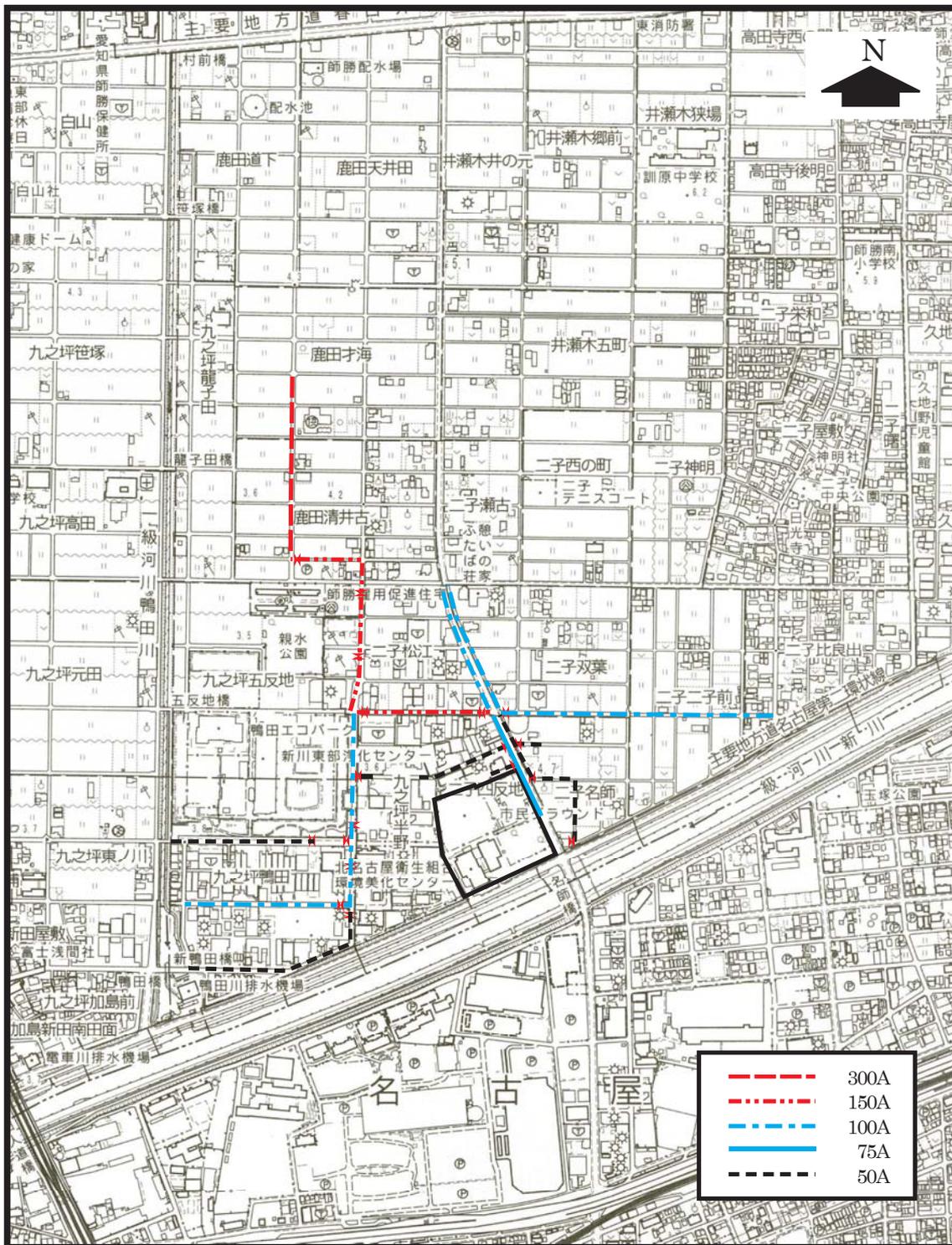
10. 適用

- 1 この要領は、平成15年5月1日起案のものより適用するものとする。
《参考》別紙として、国土交通省の通知（国営建第2号、国営設第2号）を添付する。
- 2 この要領は、平成24年7月2日以降に起案を行う工事より適用するものとする。

(附則)

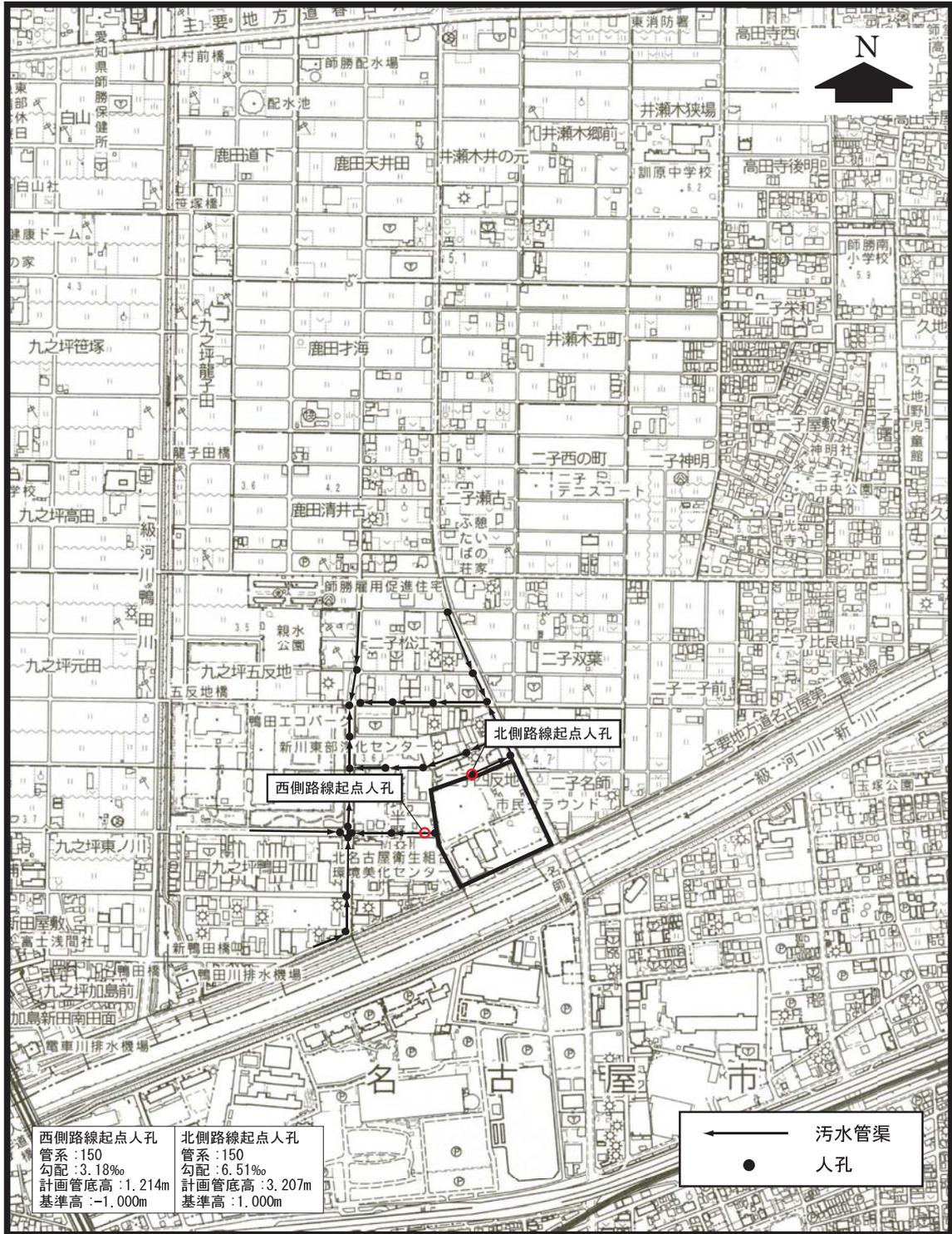
- 1 平成16年5月20日一部変更（削除）。
- 2 平成24年7月2日 アセトアルデヒド削除。

事業予定地周辺水道管敷設図



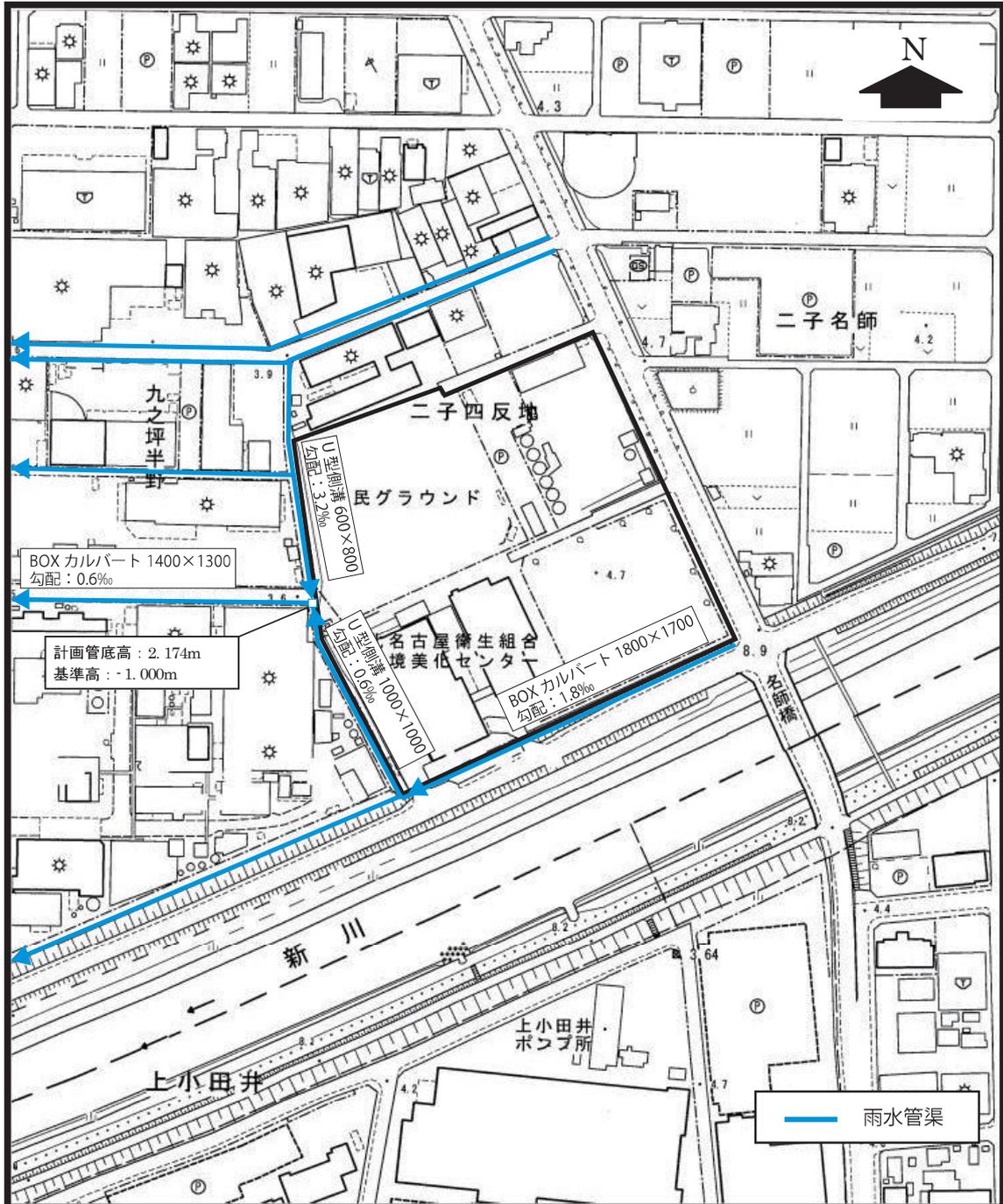
名古屋市発行の 10,000 都市計画基本図 (H23 年測量)

事業予定地周辺下水道管敷設図



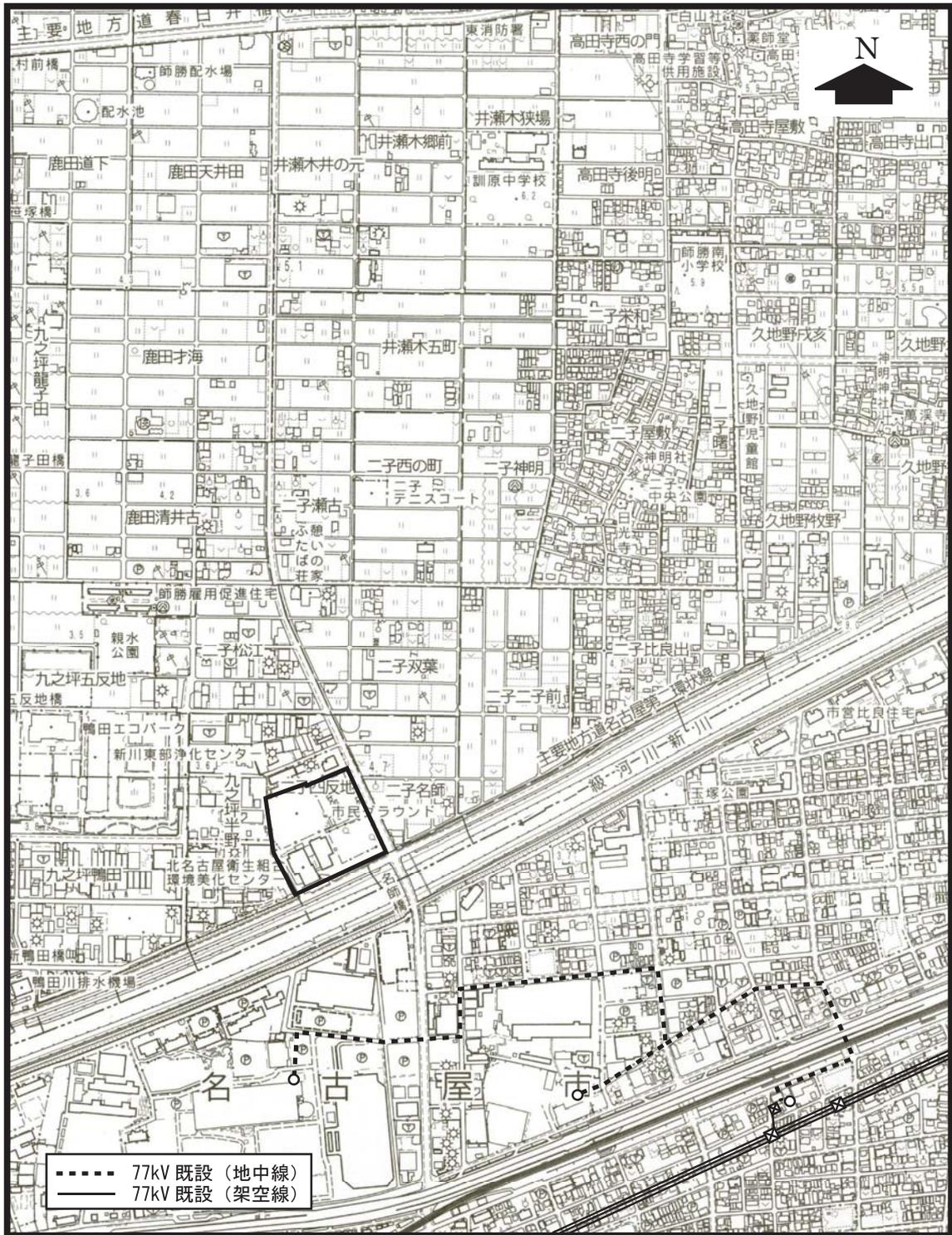
名古屋市発行の10,000都市計画基本図 (H23年測量)

事業予定地周辺排水計画



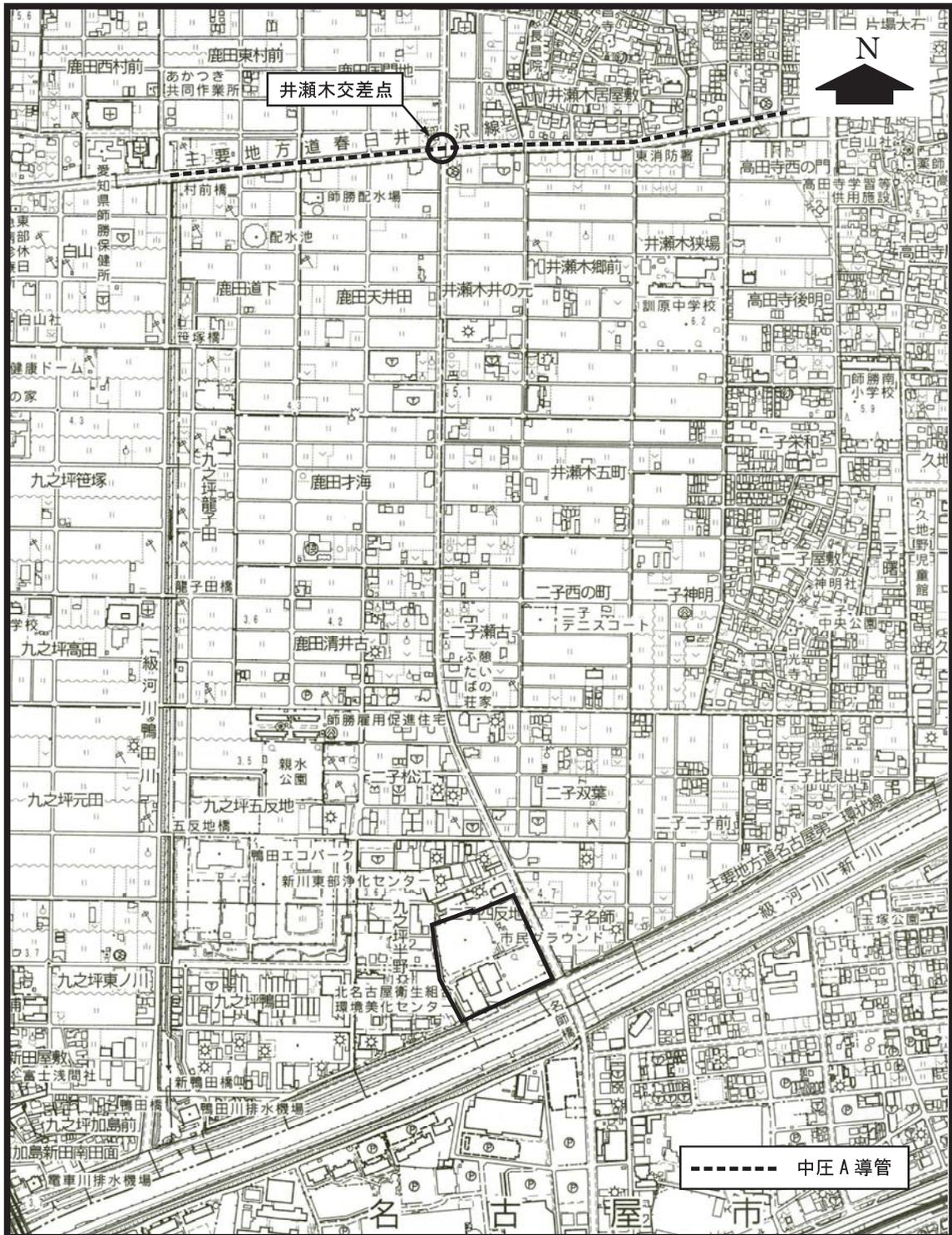
名古屋市発行の 1:2500 都市計画基本図 (H22 年測量)

事業予定地周辺特別高圧電線敷設図



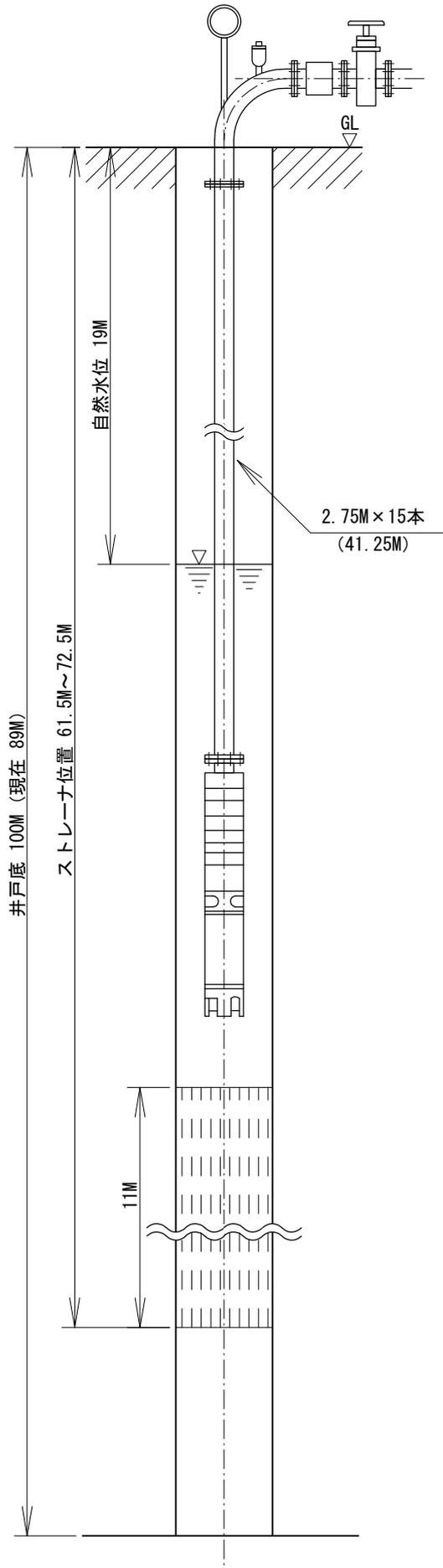
名古屋市発行の 10,000 都市計画基本図 (H23 年測量)

事業予定地周辺ガス管敷設図



名古屋発行の 10,000 都市計画基本図 (H23 年測量)

既設井戸図



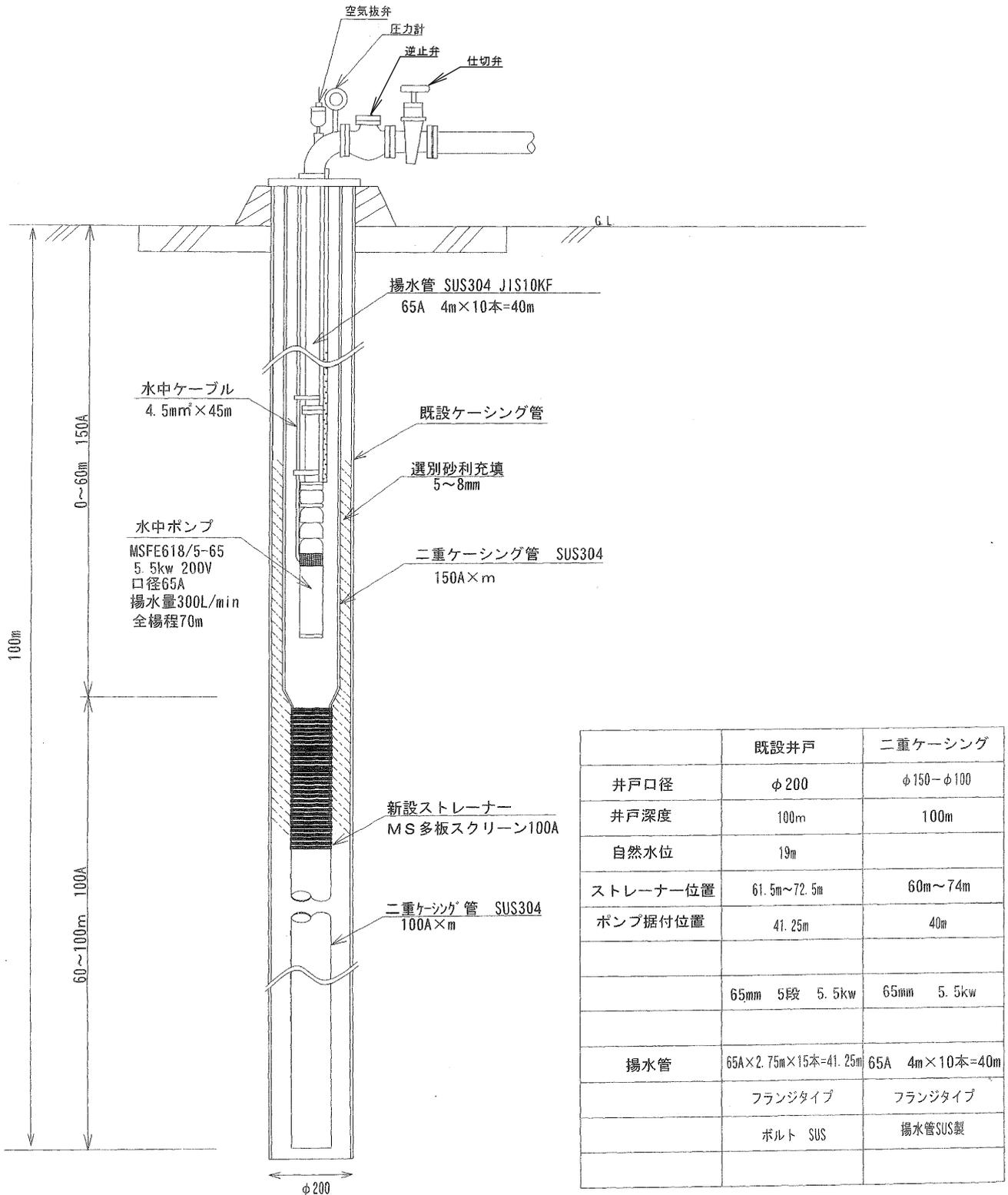
昭和60年 1月29日 現在

1. 井戸深さ 89m
S47年 100m
2. 自然水位 19m
3. ストレーナ位置 (S47年書類より)
MS多板スクリーン
61.5m~72.5m
4. ポンプ深さ
27.5m × 15本 (41.25m)

昭和60年 2月 4日 設置

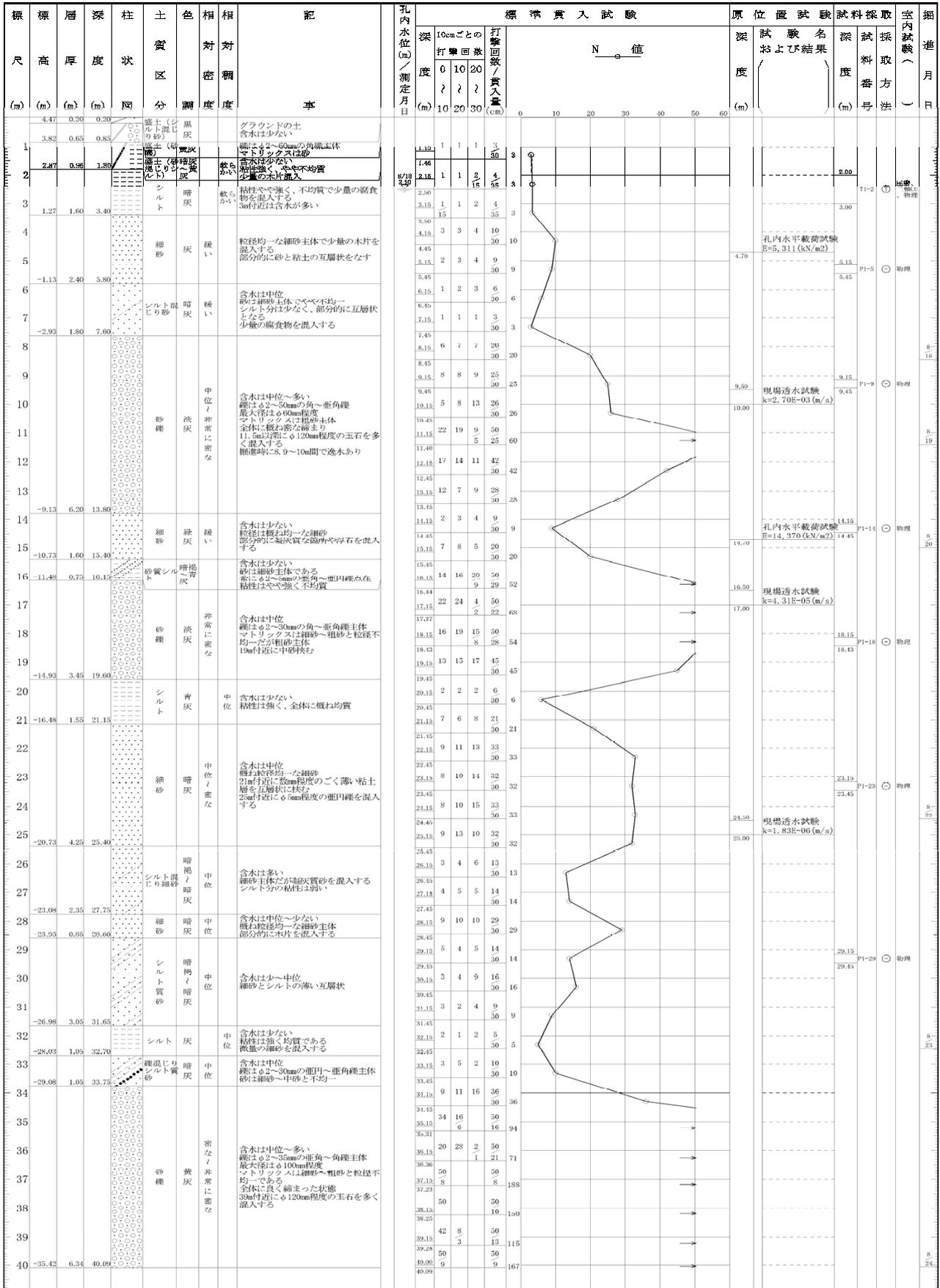
1. 水中ポンプ
エハラBHS型水中モーターポンプ
65mm 5段 5.5kW
2. 揚水管
65mm × 2.75m × 15本 (41.25m)
フランジタイプ (ボルトSUS)

井戸改修図 (参考図)



備考：本図面は参考図であり、民間事業者は自らの裁量において設計を行うことができる。

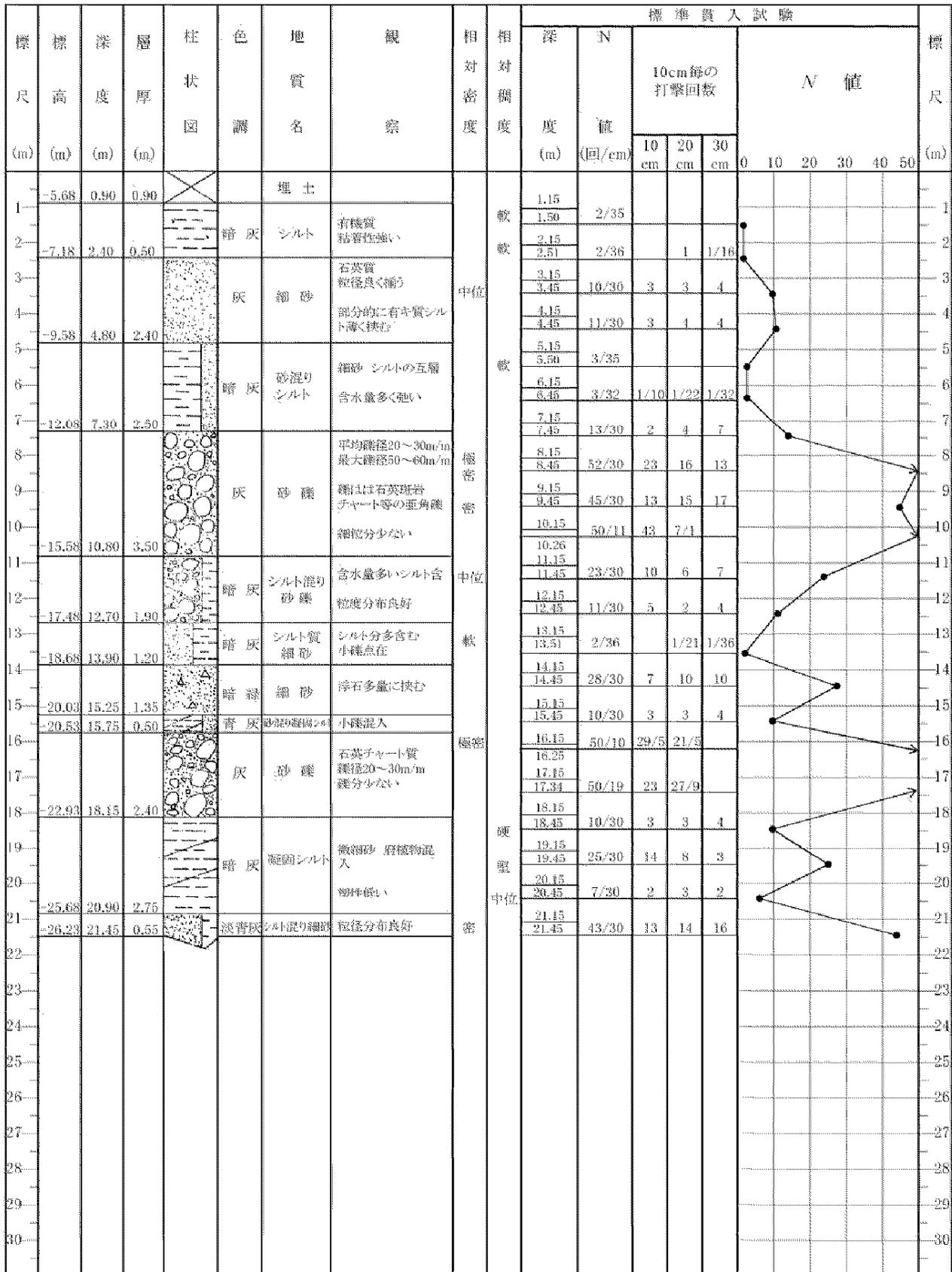
ボーリング名	No. 1		調査位置	愛知県北名古屋市区二子四反地地内			北緯			
発注機関	名古屋市環境局施設部工務課			調査期間	平成 23年 8月 17日 ~ 23年 8月 26日			東経		
調査業者名	(株)朝日土質設計コンサルタント 〒467-0001 名古屋支店 〒467-0001 5-8-9-7		主任技師	小和田 誠	現場代理人	小和田 誠	コピ定者	小和田 誠	ハンマー 責任者	鹿野 賢司
孔口標高	H=4.67m		方位	北 0° 270° 西 180° 東 90° 南 180°			地盤勾配	水平 0° 鉛直 90°		
総掘進長	40.09m		使用機	TOHO D0-D			ハンマー 落下用具	半自動落下装置		
			エンジン	ヤンマー-NFD10			ポンプ	TOHO BG-3C		



標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	層厚 (m)	柱状図	色調	地質名	観察	相対密度	相対稠度	標準貫入試験						標尺 (m)								
										深度 (m)	N 値 (回/cm)	10cm毎の打撃回数			N 値									
												10 cm	20 cm	30 cm	0		10	20	30	40	50			
	-5.34	0.60	0.60			埋土																		
1						暗灰シルト	有キ質 粘着性強い		中位	1.15 1.45	5/30	1	2	2									1	
2	-7.11	2.40	1.80			暗灰シルト			中位	2.15 2.45	2/30												2	
3						暗灰細砂	石英質 粒径良く揃う		中位	3.15 3.45	14/30	4	4	6									3	
4						暗灰細砂	下部有キ質シルト挟む		中位	4.15 4.45	14/30	5	4	5									4	
5						暗灰細砂			中位	5.15 5.45	9/30	1	3	5									5	
6	-11.09	6.35	3.95			暗灰細砂			中位	6.15 6.45	9/30	2	2	5									6	
7						黄灰砂礫	礫径10~30m/m チャートの亜角礫 多量混入		密	7.15 7.45	35/30	12	12	11									7	
8						黄灰砂礫	礫間は粒変分布 良好砂が充填		密	8.15 8.45	48/30	11	15	22										8
9						黄灰砂礫	下部100~200m/m前後の玉石点在		極密	9.15 9.45	35/30	13	12	16										9
10						黄灰砂礫			極密	10.15 10.40	50/25	20	24	6/5									10	
11	-16.44	11.70	5.35			暗緑細砂	直径10m/m前後の浮石 挟む		池	11.15 11.24	50/9												11	
12						暗緑細砂	シルト混入、粒変分布 良好		中位	12.15 12.45	6/30	2	2	2									12	
13						暗緑細砂			中位	13.15 13.45	10/30	2	4	4									13	
14	-19.34	14.60	2.90			灰中砂	径5~10m/m位の礫 密塞に締める		極密	14.15 14.45	8/30	4	2	2									14	
15	-20.44	15.70	1.10			灰中砂			極密	15.15 15.39	50/24	16	21	13/4								15		
16						灰砂礫	石英質 礫は10~30m/m チャートの亜角礫主体		極密	16.15 16.24 17.15	50/9												16	
17	-22.39	17.65	1.95			灰砂礫			極密	17.39	50/15	32	18/5										17	
18	-23.14	18.40	0.75			灰細砂	シルト一様に含み粒 変分布良好		中位	18.15 18.45	29/30	12	10	7									18	
19						青灰砂混りシルト	微細砂含む 含水量多い		硬	19.15 19.45	11/30	4	3	4									19	
20	-25.04	20.30	1.90			青灰シルト			硬	20.15 20.45	9/30	2	3	4									20	
21						灰シルト	微灰質 浮石層挟む		極硬	21.15 21.45	34/30	11	12	11									21	
22	-27.54	22.80	2.50			灰シルト			極硬	22.15 22.45	15/30	3	6	6									22	
23						暗灰中砂	石英質 粒径良く揃う		極密	23.15 23.45	51/30	15	16	20									23	
24						暗灰中砂	腐植土 細礫混入		密	24.15 24.45	54/30	10	16	28									24	
25	-30.44	25.70	2.90			暗灰細砂			密	25.15 25.45	43/30	13	15	15									25	
26						暗灰細砂	有キ質シルトを薄く挟む		中位	26.15 26.45	42/30	11	14	17									26	
27	-32.54	27.80	2.10			暗灰細砂			中位	27.15 27.45	28/30	5	8	15									27	
28						暗灰砂質シルト	微細砂 有キ質シルトの混合土		硬	28.15 28.45	20/30	3	7	10									28	
29						暗灰シルト	塑性低い		硬	29.15 29.45	18/30	4	5	9									29	
30	-35.19	30.45	2.65			暗灰シルト			硬	30.15 30.45	11/30	4	3	4									30	

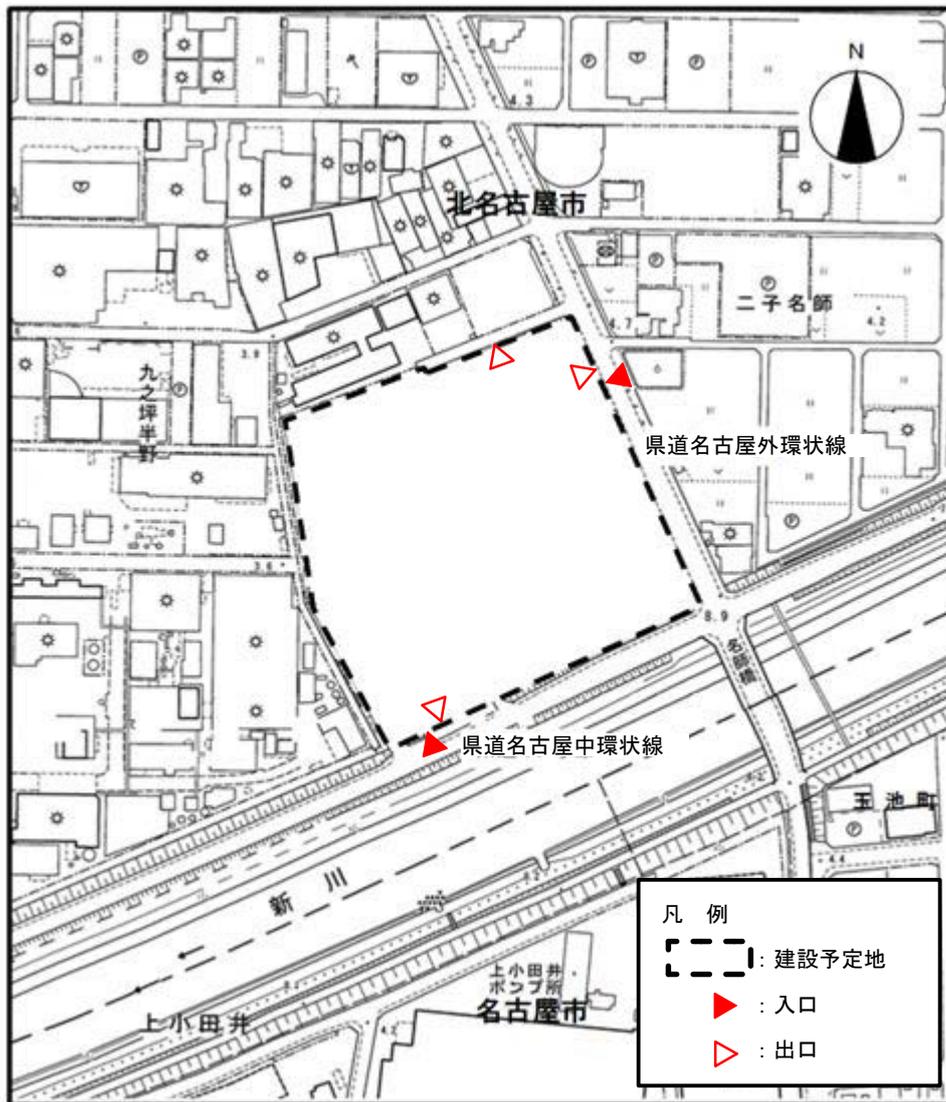
出典：「西春日井郡東部衛生組合環境美化センター新築工事調査報告書」（昭和47年3月）

No. 4



出典：「西春日井郡東部衛生組合環境美化センター新築工事調査報告書」（昭和 47 年 3 月）

搬出入車用出入口



添付資料 16

既設工場発火事案件数（H27年2月末現在）

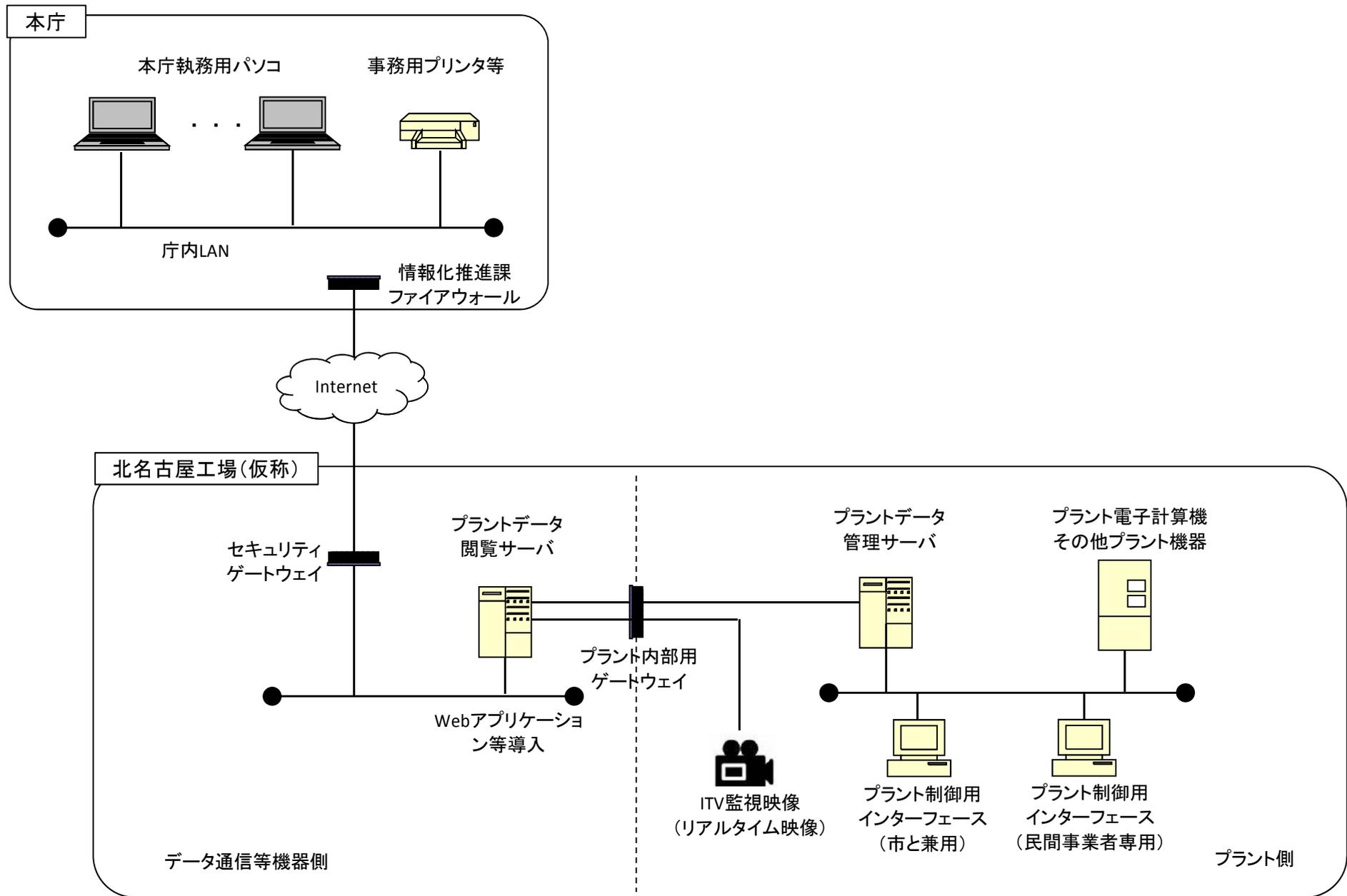
過去10年間における焼却工場の出火場所別年間平均出火件数

出火場所	10年間平均件数 (H17年度~H26年度)
ピット内	約5件

過去10年間における破砕工場の出火場所別年間平均出火件数

発災場所	10年間平均件数 (H17年度~H26年度)
ピット内	約11件
破砕・選別設備内	約1.5件
合計	約12件

プラントデータ通信システム接続イメージ図



計量管理システム接続イメージ図

北名古屋工場(仮称)と本庁総合サーバ間の計量管理システム接続イメージ及び関連機器設置例

